

第18回弁護士業務改革シンポジウム

第6分科会

「高齢社会における民事信託の積極的活用」

～ 弁護士業務と民事信託の可能性～

反 訳

2013年11月8日(金)

日本弁護士連合会

司会（中根） 皆様，大変長らくお待たせいたしました。ただいまより第18回弁護士業務改革シンポジウム第6分科会，「高齢社会における民事信託の積極的活用」を開催いたします。

本分科会の総合司会を担当いたします東京弁護士会所属，中根秀樹と申します。本日はよろしく願いいたします。（拍手）

本分科会では，シンポジウムの内容を記録し，また成果普及に利用するため，会場での写真撮影及び録音を行っております。また，撮影した写真及び録音した内容は，日本弁護士連合会の会員向けの書籍やDVDのほか，当連合会のホームページ，パンフレット，一般向けの書籍やDVDなどにも使用させていただくことができます。

なお，本分科会については，登壇者を除き，撮影は背後からのみ行わせていただきます。また，会場内は，指定の場所を除き禁煙となっております。禁煙スペースは，当フロアにもございますので，そちらをご利用ください。

まず，本分科会の配付物の確認をさせていただきます。受付でお渡しいたしました封筒の中に，資料一覧が書いてございますので，もし不足のある方は受付までお申しつけいただければと思います。また，当日の追加資料といたしまして，お手元に白い紙の3枚のホチキス止めした資料があると思います。大きく表紙に「パネルディスカッション 青木発言用」と書いてある資料でございます。こちらは，もしお手元でおありにならない方は，またこちらもお申しつけください。

次に，本分科会の大きなスケジュールをご案内いたします。ただいまより12時まで午前の部，12時から13時まで昼食休憩を挟みました後，13時から16時30分まで午後の部を開催いたします。

なお，午後の部では，途中10分程度の休憩時間を予定しております。

それでは，開会に当たりまして，日本弁護士連合会高齢社会対策本部本部長代行，愛知県弁護士会所属，池田桂子会員よりご挨拶させていただきます。

池田会員，よろしく願いいたします。

池田（愛知県弁護士会） 第6分科会にご参加いただきましてありがとうございます。一言ご挨拶申し上げます。

2009年に発足しました日弁連の高齢対策本部でございますが，高齢者の尊厳に満ちた，そして豊かな生活の実現を目指して，全国規模で，かつ地域の実情に応じた総合的な法的支援を目指し，その実現する方策を検討してまいりました。司法アクセスの解消を目指す一方で，団塊の世代以降に急増していきます高齢者の方々の資産の保全，そして生活の質の向上のために役

立つような弁護士業務分野はないかということを検討し、かつネットワークの構築にも、また検討を重ねてまいりました。

先回の業務改革シンポ、横浜で行われましたけれども、そのときには、ホームローヤーという概念を提唱し、総合的で、そして継続的、そして福祉や医療の関係者と連携する業務のあり方を提唱いたしました。高齢者の方々あるいはそれを取り巻く支援する方々のニーズは、多種多様で、かつ複合的なものであります。積み残された課題として、今日取り上げます信託があります。

ご存じのように、これまでは、信託といいますと、商事信託といって、信託銀行が中心になっている業務が取り上げられてきました。信託法は、平成18年に全面改正されて、新しいスキームが利用可能となりました。受託者の義務を合理化すること、また受益者の権利行使を実効性のあるもの、そして機動的なものにするような諸整備がなされました。また、多様なニーズに対応する新しい種類の信託も創設されました。今回のシンポジウムでは、既に民事信託の分野で、その設定や活用に携わって来ておられます先生方に、お知恵を拝借して、その民事信託の弁護士業務への活用をどのようにできるかについて、意欲的に取り上げました。

最後になりましたけれども、今日の企画におきましては、対策本部の二部会、新規事業部会と申しますが、その委員の先生方を初め、ご講演いたたく赤沼先生、パネリストの先生方のほかに、東京弁護士会の遺言信託研究部の先生方、そして大阪弁護士会の司法委員会信託部会の先生方を中心に、ご尽力を大変いただきましたので、この場をかりまして心より御礼申し上げます。

簡単ではございますけれども、以上をもちまして開会の挨拶といたします。実りある分科会となりますようにご協力をお願いいたします。（拍手）

司会（中根） 池田会員、ありがとうございました。

それでは、第6分科会、午前の部といたしまして、東京弁護士会所属、赤沼康弘会員より「民事信託の発展可能性」というテーマで基調講演いただきます。

では、赤沼先生、ご登壇をお願いいたします。

私から赤沼先生のご紹介をさせていただきます。

赤沼会員は、東京弁護士会高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員長、日弁連高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員長、日弁連信託法及び信託業法改正対応PT委員などを歴任され、現在、日弁連高齢者・障害者の権利に関する委員会委員、東京弁護士会高齢者・障害者総合支援センター運営部会長、日本成年後見法学会副理事長などを務められており

ます。また、書籍、論文も多数執筆され、信託関連の書籍・論文としては、青林書院、「信託の実務Q & A」,「自由と正義」2008年4月号,「高齢者・障害者の財産管理と民事信託の活用」,ジュリスト,「信託と成年後見制度」などがございます。

それでは、赤沼会員、よろしくお願いいたします。

赤沼(東京弁護士会) 東京弁護士会の赤沼です。

この分科会の冒頭に、私が、こんな講演するということがふさわしいのかどうか、私自身も、まだ自信がないところではあります。ただ、神戸という地は、私の修習地でありまして、三十七、八年前にこの地で修習したということがあって、そういう意味では、若干、神戸に郷愁というものがあるものですから、池田先生からやってくれと言われて、つい引き受けてしまいました。

信託につきましては、日弁連のPTなどにも加わり、信託法改正の議論がされているときも、少しこの議論に参加はしたんですが、その後、残念ながらまだ信託を生かした実務というものが、それほど発展していないということがありまして、実践の経験という意味では、私は、それほどまだ十分ではありません。むしろ、多くの実践を経験されている方がいるのではないかと思うので、そのような方たちから見れば、私が、このようなところでお話するのは不遜なのかもしれないんですが、これまでこの信託と特に福祉信託と言われるものとの関係で考えてきたところを少しご紹介してみたいと思っています。

まず、ご承知のように、信託法改正が、2006年、平成18年に行われまして、この信託法改正の際に、これも、当初は、商事信託をベースに、商事信託を基本にして、改正整備がされていたものであったんですが、福祉型の民事信託、こういったものに対する期待というものも込められた改正がなされました。民事信託の活用を念頭に置いてなされた改正として挙げられるのが、「遺言代用信託の整備」、信託法90条ですが、これが遺言代用信託についての特則ということで定められました。それから、「受益者を指定又は変更する権利を有する者の定めのある信託に関する手続の整備」、これも、遺言代用信託など、民事信託を想定して、これも整備されたものであります。そして、「遺言信託に関する整備」、さらにいろいろ議論があった「後継ぎ遺贈型の受益者連続信託」、これを明文化した。この後継ぎ遺贈型の受益者連続信託については、これは、信託法上は可能なかどうかということで、大きな議論があったわけで、しかし多くの解釈としては、これは可能であるというふうに言われていたんですが、しかし期間等をめぐって、いろいろな議論があったところでありました。これについては、真正面から整備はされて、91条で規定されたということです。

このほかにも、信託監督人という制度もつくられまして、福祉型信託の促進を図る観点から、この信託監督人という制度がつくられたんだと言われています。そのほか、受益者代理人やら、それに類する制度はあるわけですが、この信託監督人制度が、民事信託の促進を図る、福祉型信託の促進を図るということで、設けられたという説明がされています。

ちなみに、信託の定義のところ、実は、当初、財産の管理処分というところで規定されていた定義が、「その他当該目的の達成のために必要な行為とすべきもの」、こうすることで、若干この定義の幅が広がった規定に変えられました。もっとも、これ自体は、従来から解釈上可能だと言われていたものを明文化したものでありまして、この定義に少しつけ加えられたものがあるからといって、新たにこの制度として設けられたものではないわけです。

このような形で、民事信託に対する期待というものがかなりあったんですね。

これは、やはり英米において信託法が非常に発展している。このファミリートラストと呼ばれるもの一つの例証として挙げているわけですが、こういった実情を踏まえて、日本にも、もともと民事信託のファミリートラスト的な信託も、発展できる可能性があるではないかということが考えられたんだと思うんですね。そこで、英米の事情というので、特にアメリカで、非常に信託が、発展していますので、それを見たいと思って、ここで少し挙げておきました。ただ、ここで挙げたとおり、日本と実情が、大きく異なっているということが言えます。実は、「ロックフェラー回顧録」、これはえらく分厚い本なんですけど、日本で、私も、英語は、そんなにできるわけではありませんので、当然、訳されたもの、この新潮社の本を読んだんですけども、ここで、小さい文字で挙げておきましたが、ロックフェラーは相続税対策で信託を活用しているんですね。「1934年の段階で、6人の子供たちに、1人当たり6,000万ドルの撤回不能信託を設定した。これによって、資産は喪失することなく、財産を残すことができた」、こう言っています。1934年で、6,000万ドル、1人当たりですから、我々が考えられないような金額を信託によって承継させていくという話がされているんですね。

その他、ファミリー信託というのは結構活用されていまして、そのファミリー信託の担い手として弁護士がかなり活躍しているということも、報告はされています。その背景には、やはりこの税金の問題が1つあるということと、もう一つは、遺言検認手続の問題、これは、非常に複雑で、なおかつ公開されるために、どうしても回避したいという要求が強いということなんです。プロベートと言われていて、ご承知のように、アメリカの場合は、戸籍制度も整備されていませんので、まずは遺言、そして、次いでこの裁判所の手続を経ての相続手続ということになるものですから、非常に相続の手続が厄介なんですね。このプロベートによる遺言の検認手

続で、どんなことが行われるか。これは、「テスタメント」というジョン・グリシャムのこれはリーガル・サスペンス的な本なんですけど、ここで挙げています。滑稽話のようにして書かれているんですが、そんなところでもおもしろおかしく書かれるほどの手続が行われてしまう。こうなると、やはりどうしてもこんな手続は、やりたくないという要求が出てくるわけですね。そんな背景があって、アメリカでは、この遺言代用信託は、非常に広く活用されているという実情があります。

これに対して、日本の場合はどうかというと、そういった事情は全くない。もちろん、検認という手続はありますが、公正証書遺言にすれば検認も要らないということになりますので、その回避という必要性はない。また、税法上の特典も全くないんですね。そう考えると、アメリカで活用されている事情が、日本には全くないということになってしまいます。そうすると、こういった背景のままで、民事信託の活用を期待すると言われて、どれだけ国民、市民がそれに応ずるか、それによってニーズを発生させるかということ、かなり疑問があると言わざるを得ない状況があります。

しかし、それだけかということ、また別の面のニーズがあるのではないかというところが、少し今日はお話をするところになります。ちなみに、土地信託というのは、これは、民事信託なのか、商事信託なのかという問題はありますが、一時、土地信託も、かなり積極的な活用がされていた時期がありました。残念ながら、バブル崩壊、不動産の価格の大幅な下落等によって、なかなか成功事例というのが出てこなくて、失敗事例ばかりが表立って報道される。大阪では、訴訟まで行われた。つい最近も、その判決が判例集等で掲載されていましたが、そんな状況がありました。土地信託も、そう考えるとなかなか難しい、ビジネスとして成り立たせるのは、非常に難しいのかなというところがあったのかと思います。今日は、商事信託ではありませんので、基本的に民事信託をベースに、話を進めていくことになりますから、それはさておいてということになると思います。

その民事信託の観点からのニーズはどんなところかということになると、要するに生前において承継させるべき財産を隔離して固定させる、また遺言による執行が行われるまでの間の法廷相続人とのトラブルを解消させる、こんな要求は、すぐにニーズとして出てくるということがあります。遺言執行などの場面で、時々、遭遇することではあるんですが、法定相続人が、遺言執行者が執行に着手する前に、法定相続で登記してしまっただけで売却してしまうとか、預貯金を法定相続で取り戻してしまうとか、こんなことが、行われることがあります。もっとも、これは、遺言執行者が迅速に手続すれば、それは防げるということにもなるんですが、第三者が

遺言執行者になった場合、その死亡の事実が知らされないこともないわけではないので、そういった間に、法定相続人、要するに受益相続人ないし受益者となっていない相続人等が、そういった手続で遺言執行を妨害するということも起こり得るわけですね。それを防ぐという意味では、この信託というのは、大きな意味があるということからのニーズも注目されておりまして。そんなところから、民事信託に対する期待が出てきているということもあると思うんですね。

そして、もう一つは、やはり高齢者等に向けた福祉型信託についてのニーズです。最近、高齢者数や認知症高齢者数についての統計が発表されました。今までと格段の違いの統計結果で、驚きの目を持って迎えられたのではないかと思うんですね。実は、ことし、そういう意味では超高齢社会に突入したということになります。この超高齢社会というのは、4分の1以上が高齢者だという社会です。高齢化社会と高齢社会とは違うんで、高齢化社会から高齢社会に入り、超高齢社会に突入する、こういうことになるわけです。その超高齢社会では、現時点でもあるわけですが、認知症高齢者数が462万人という報道なんですね。以前は、よく200万人、300万人と言われていました。それが462万人に達したということ、これも非常に大きな驚きだろうと思います。残念ながら、それに対応するだけの成年後見制度の利用に至っていないという実情があって、まだまだ成年後見制度自体が、需要に十分応じられていないところがあるんですが、あわせて成年後見制度に対する活用の増加・促進というものが問題になるとともに、成年後見制度で賄えない部分あるいは成年後見制度を補完するものとして、信託が注目されるようになっていきます。

そこで、これまで、民事信託、福祉型信託、こういう形でお話をしてきました。概念として、商事信託と民事信託があります。しかし、実は、この定義というのははっきりしていないんですね。何を以て民事信託といい、何を以て商事信託というのかということなんですが、これは、実は、実際のその一つ一つの信託を検証した場合に、どちらなのだろうかというのは、明確な基準があるとは言えない状況にあります。この基準について、信託法では、最も定評のある、あるいは古くから基本書とまで言われていたいろいろの本をお書きになっている四宮先生の定義が一つあります。しかし、これは、営利を目的とするものが営業信託で、それ以外は民事信託だということですね。営業信託は、信託業法が適用される、これは非常にわかりやすいです、言葉としては。しかし、「営利を目的とする」というのは、要するに「報酬を得ることは目的とする」というふうに解釈されるんですけども、報酬を得ることが目的としたら、全て営業信託であり商事信託だと言ってしまうと、これは、民事信託という概念がなくなってしまう。逆に言えば、報酬を得ないものだけが民事信託になってしまうので、果たしてこれで本当

にきっちりと線引きができるんだらうかという疑問があります。

それに対して、神田先生は、「受託者の果たす役割が財産の管理・保全または処分にとどまるものが民事信託で、これをこえて運用や投資等にまで及ぶもの」、これが商事信託である、こういう定義されました。これは、ある意味感覚的にはわかりやすいんですね。ただ、運用というのも処分ですから、どこに違いがあるのかというより、事細かに定義を突き詰めていくと、やはり基準は曖昧であると言われていています。そういう意味で言うと、この定義は、漠としたところはあるんですが、しかし感覚的に言うと、神田教授の考え方のほうが、ぴったりくるかなという思いはしています。そんなところから分けていけばいいだろう。当初、この民事信託、商事信託を分ける大きな意味は、信託業法の適用があるかどうかというところにもあったわけですが、しかし信託業法の適用と民事信託、商事信託の区別とは、何もリンクさせる必要はないんだということで整理されていますので、そういう意味では、これは、一つの概念、頭の中の整理という意味で、民事信託、商事信託は考えればいい。そういう観点で言うと、神田教授の考え方をベースに考えていくというのが、一つの流れになるのではないかなという印象を持っています。

というところから、民事信託として、どんな運用がされている。あるいは利用がされているのかということをし少し拾ってみました。それが のところの a から g までです。ちなみに、保全における利用、都市再開発とか、これは、京都などで行われた実例があるようで、ある信託会社が、成功例として報告していたことがありました。それから、債務整理と信託というのは、これは、弁護士が、債務整理するために債権譲渡を受けてということで、信託的譲渡を受けて行うということがあるので、こういった事例の活用が、今までされてきたことがあるということです。ただ、債務整理と信託について、弁護士が、信託的にその譲渡を受けるのについては、弁護士法上の問題があるんじゃないかという指摘もあって、ここは、少し注意しなければいけないところではあります。有名な最高裁の判例がありまして、そこで取り立て訴訟を提起するために、譲渡を受ける弁護士が、譲渡を受けるのは問題だというような指摘がされたこともありました。それから、公共工事の前払い金、これは、よく言われていて、これもいろいろな裁判判例集等で議論されているものですね。それから、信託を利用した事業承継、それから清算型遺贈における遺言執行の手段としての利用、これは耳なれないことかもしれません。これは、ある意味、裏わざ的なものなんですね、実は。ご承知のように、清算型遺贈というのは、一切の財産を売却処分して、金にかえてそれを分けるというものです。実は、不動産を売却処分して、分けるという形をとりますと、不動産を売れば、当然、譲渡所得税が発生します。譲

渡所得税は、誰に課税されるかという点、これは相続人に課税されるんです、受益者に課税されるわけではないんです。相続人に課税されるということは、つまり受益者でもない、あるいは受益相続人、要するに相続させる遺言の場合の受益相続人でもない者が課税だけされるということになるので、もらえない法定相続人は非常に腹を立てるわけです。税務署から、あなたにはこれだけの税金がかかるぞとやられると、逆上して、その遺言をつくった、あるいは遺言を作成したときに立ち会った証人などに対して、難癖をつけるということが起こり得るんですね。だから、公正証書遺言をつくるときには、その譲渡所得税や、もちろん国税、市民税、住民税、さらには場合によっては健康保険税、これもあわせて経費として除外して、残ったものを分配するというふうにしておかないといけないんですが、その分を除外して処理するにしても、トラブルは避けられないというので、信託的譲渡してしまう。遺言によって、自分が死んだら、この不動産は誰々に信託的に譲渡します、譲渡を受けた者は、それを売却処分して分けなさい、こういう遺言することがあるんですね。そうすると、譲渡所得税は、法定相続人には課税されないということで、これを裏わざとして利用した例が結構あったんですね、一時期。

ただ、その場合に、その受託者に遺言執行者がなっているのかという問題があります。そのような活用した例というのは、遺言執行者が受託者になったんですね。だから、遺言執行者が、不動産の名義を譲り受けて、そして売却処分して分配する、こういう処理したんですが、遺言執行者が、受託者になって、その一部の受益者等のためにそういった行動することは、実は、弁護士法上、問題はないのかという問題があるんですね。遺言執行者というのは、一部の相続人の代理人になってはならないという記述があるものですから、その辺でもう一回考えなきゃいけないところがある。弁護士以外の者には、そういった規律がないと考えれば、問題はないということになるのかもしれませんが、もっともそれも、遺言によってそこまで指定されているんだから、遺言執行者が一部の相続人に不利な遺言執行するのと同じだということを考えれば、別に弁護士法上の問題はないという整理もできるかもしれません。そんな問題がある活用法ですので、一概にこんなおもしろい裏わざがあるよということで、推奨できるとも言い切れないところがある。ただ、譲渡所得税の課税を免れるという意味でおもしろい活用方法なんですね。

それから、一括払いを受ける養育費と信託という問題、これは養育信託とも言われているんですけども、要するに最近では、そんなに養育費を一括払いで受けることはないんだろうと思うんですけども、これですっぱりと縁を切るという意味で、相当大きな金額の養育費を渡すようなことがあった場合、ただしその場合も、受け取った他方の親権者が全部一遍に使ってしまったら大変なことになるので、これは、信託にして、少しずつ定期金で給付する、こんな内

容の信託ですね、これは。

それから、老人ホームの入居一時金信託というのがあります。これは、入居一時金保全信託、ここに書いておきましたので、この内容でご理解していただければと思います。

それから、死後事務の委託における必要資金の預け金とよく言いますが、これも、実情は信託でしょうね。そして、永代供養信託、葬祭信託、福祉信託、こんな信託の活用があります。このほか、生命保険信託というのも、最近結構動いているようですね。生命保険信託というのはどういうものかという、将来の死亡保険金、自分が死んだときに出る死亡保険金、これは、親亡き後の問題にもなるんですが、障害を持った子供などに、受取人を指定しておいて、そして入った死亡保険金を信託にし、定期金を給付させるという仕組みです。これは、信託銀行と保険会社が提携してやっているようで、これは、商事信託なのか、民事信託なのかというと、微妙なところもありますが、金銭信託でそういった処理している、これも、一つの福祉型の信託になるのかなという印象はあります。

そんな中で、今日は、福祉型信託について、もう少しお話を進めていきたいと思いますが、福祉型信託は、高齢者・障害者、特に財産の管理が困難になった高齢者などのために、新しいニーズとして言われるようになったものです。ただ、判断能力が減退した人たちのための法的支援としては、成年後見制度があります。成年後見制度は、家庭裁判所の監督のもとに、それなりの信用の基盤となる整備がされた制度であり、むしろ基本的にはこの成年後見制度を活用して支援するというのが中心になると思われま。しかし、この制度にも、限界があるということを見なければならぬわけです。この辺の限界から、福祉型信託というものが注目されることになったわけです。また、福祉型信託とは何なのかというのは、新井誠教授の本から引用したものの定義づけを挙げておきました。基本的には高齢者・障害者等の福祉を目的として、財産管理することを目指した信託というふうに考えればいいたらいいと思います。

まず、成年後見制度は、判断能力が衰えていないと、使えないというところが一つあります。重度の身体障害があるというだけ、あるいは浪費があるというだけではだめなわけです。こんなことがあるものだから、浪費があると、必ずどこかに障害があるんじゃないかということで、浪費している人には障害があるんだという前提で、診断書を書いてもらって、出しているという例もないわけじゃないようですが、基本的には浪費、必ずしも障害とは言えないわけなので、そうなるを使うことはできません。また、ただ単に、年はとったから、もう面倒だからやりたくないというだけではだめなわけです。それから、高齢者・障害者自身が、自分でどんどん活動的に、法律行為、契約などをしてしまう場合。これも、成年後見制度ではなかなか対応し切

れないということがあります。これは、裁判例を挙げておいたんですが、ご承知のように、成年後見制度には取り消し権があって、取り消し権によって保護するんだ、これが成年後見制度、昔の禁治産時代は、まさに取り消し権によって保護するんだ、こういうふうに教科書には書いてあります。取り消し権が、どれだけ効果があるのかということなんですけれども、ここで挙げた判例は、同意権しかない保佐人の事案で、本人が、預金のキャッシュカードを自分で、隠していたわけではないんですが、持っていた。保佐人が、届け出する前、金融機関に保佐の開始届け出する前に、本人がかなりの額をおろして使ってしまったんですね。それで、保佐人が、取り消しして、金融機関に、その分、払い戻しを請求した事案だったんですが、金融機関は、成年後見等の届け出がされる前の行為については、責任を負わないという免責規定を設けているんですね。それを根拠にして、東京高裁は、取り消しはできないという判断をしました。つまり、成年後見の届け出する前に、成年後見開始後、これは保佐ですが、保佐開始後、届け出がなされる前に、本人が預貯金を払い戻してしまった場合、この行為については、取り消しができない、それは、金融機関に統一的な処理するための免責規定約款があるからだ、こういうことで、約款があるから、取り消しができないという結論になるのかどうかというのは、これは、非常に疑問があるんですが、東京高裁はそのような判断をしました。

ということは、つまり本人は、活動的にどんどんいろいろな行為してしまうと、なかなか取り消し権で保護するといっても難しい面がある。だから、そういう場合どうするんだというふうにその代理人が裁判で述べたところ、東京高裁は、本人から財産関係処理の全部を引き渡してもらえばいいんだ、つまり本人には、何もできないようにすれば、問題はない、それが保護なんだ、こういう付言までしていたという事例でした。このように、取り消し権だけではなかなか対応し切れない、また現時点で取り消したとしても、回収するのはなかなか難しいという面、こういう場合もあります。だから、そう考えると、ある財産を完全に保護しようとするれば、信託にまさるものはないということになるのかもしれない。ただ、取り消し権というものに対する従来いわば神話的な信仰があったんですが、これも、やっぱりもう一回見直す必要があるんだろうなということが言えると思います。

後で、また(4)のところで挙げましたが、取り消し権を設定するということは、本人は行為能力を奪われることとなります。法律家は、取り消し権によって保護するからこそ、本人の保護が厚くなって、これこそが成年後見制度の本来の趣旨だというふうに論述している。民法学者も、多くはそうなんですが、しかし行為能力を奪うということは、本来の本人の能力を奪うことであり、これは、基本的には避けるべきだ、要するに本人を無視するということになる

わけですね。これは、障害者権利条約というのがあって、これは、安倍内閣も、これを批准するという方向で進めているようですが、障害者権利条約では、必要最低限の能力の制約以外はしてはいかん、基本的に能力を制約すべきじゃないというふうになっているんですね。法律家は、どうもこの取り消し権に対する重視、これに対する非常に大きな信頼というようなものがあつたんですが、ここは、もう一度考え直す必要があるだろう。現に、実は、後見類型でも、取り消し権を行使したというのは、そう多くはないだろうと思うんですね。そう考えると、取り消し権は、どこまで実効性があるのかという問題があると思います。これは、信託とは離れた話なんです。ただ信託の場合は、行為能力の制限は一切ないわけですね。あくまでも、その財産との関係だけの処分権の移転になるわけなので、こういった行為能力を奪うという結果はないとともに、さらに欠格事由もないというところにも、大きな意味がありますね。

今年、公職選挙法が改正されて、選挙権喪失の規定が削除されました。後見が開始すると、選挙権がなくなるという従来から指摘されていた問題だったんですね。これが削除されて、これは、一つハードルを越えたわけですが、ただまだ公務員の資格を失うというのがあるんですね。現業の公務員であっても、例えば保佐の開始をしてしまうと、資格喪失になりますので、失職事由になります。現業などについては、むしろノーマライゼーションの観点から、多少判断能力が衰えた人もどんどん活用すべきであるし、しかし財産管理については、保佐人等の援助を受ける、これは十分考えられるところなんですけれども、しかし現在の公務員法の中では失職事由になっています。ほかに、欠格事由というのが幾つもあって、問題が指摘されているんですね。そういったことから免れることができるわけですね、信託であれば。

また、順番が逆になりましたが、信託であれば、財産管理権の一部移転も可能である。後見の場合は、全て包括的に後見人に管理権が移転してしましますが、保佐の場合は、代理権を付与した範囲内の管理権ではありますが、それにしても多くの財産の管理権が移転してしまいます。しかし、信託であれば、信託契約で特定したものだけの財産管理権の移転になるわけなので、そういう意味ではかなりオーダーメイド的な財産管理を行うことができるということが言えると思います。そして、重度身体障害のある子供の生活保障のために、財産を確保したり、あるいは残したいという場合、この場合は、既に自分の財産の中から隔離して、その財産をもって、将来の子供あるいは現在の子供の生活費等に使えるということです。

それでは、成年後見制度と信託の活用ということでどう見るか。任意後見制度と信託、これは、かなり併用が考えられますね。財産管理を信託で、身上監護を任意後見で、これは、既に信託銀行なども、これは金銭信託に限っているんですが、そういったものを活用するようにな

っています。それでは、法定後見と信託の活用は可能かという点、ここは、一ついろいろ問題があって、法定後見の場合は、本人の意思というものが反映できない。その中で、信託というものをどこまで活用できるのかという観点での問題だと思います。法定後見人が信託すること、不動産を信託することは、やはり大きな問題があるだろうというふうに、私は思っています。これは、また議論になるのかなというふうには思いますが、基本的に法定後見人は、その信頼、技量に基づいて選任されているので、自己執行義務をできる限り遂行するということが必要だろうというふうに思われるわけです。

それに対して、親が、自分の財産を子供に承継させる、あるいは子供に残す場合に、信託にしていく。つまり、信託の委託者の意思が明確にこの信託に反映できる場合、これは、法定後見でも任意後見でも、積極的に活用して問題はないだろうというふうに思われます。それがbのところですか。ただ、その場合でも、法定後見人に信託するということは、いろいろ問題があるだろう。信託の場合、信託報酬という問題も出てくるので、法定後見人が法定後見人としての報酬と信託報酬と両方もらうわけにもいかないだろう、こんなことも考えると、法定後見人自身が信託の受託をするのはどうなのかという問題は、またここでは議論になるだろうと思います。

それから、事業経営については、信託で対応するということが十分考えられると思います。後見制度の中では、後見人が事業経営までするということは、想定はされていないでしょう。そう考えると、事業や特殊な財産について、これを信託によって管理していくということは十分考えられるところで、こうなりますと山本陽一さんの「成年後見人の職務についての若干の考察」、これは、兵庫県弁護士会の弁護士さん等との共同研究会の中で議論されたこと、この成果がここでこの論文にあらわれているんだと思うんですが、この中でも、事業承継の場合については、信託の活用が挙げられていました。

それでは、具体的に、高齢者・障害者の財産管理と信託について、どう活用方法を考えていくかということです。ひとり暮らしの高齢者や重度の身体障害者になったときにみずからのために財産を信託する、これが一つ最もシンプルな場合として考えられます。ただ、一般には、なかなか名義を移転してしまうということについての抵抗があるので、すぐにそれが進められるかどうかというのは、疑問なのかなという印象は持っています。ただ、それに対して金銭信託の場合は、一種の預金のようなものと考えて、金銭信託するということがあるかもしれません。

なお、この財産を信託した場合に、定期金給付の支給を受ける、こういう契約するわけです

が、この場合でも、受託者が、本人の身体状況に応じて、その定期金給付の金額を変えるということができる、そういった裁量を与える信託も可能だとされています。裁量信託というんですが、そんなことで定期金給付一つを決めてしまったら、もうそれで将来ずっと固定されるんだというわけではなくて、裁量信託によって、本人の身体状況等に応じて、その給付する金額を変えるということも、可能性があるということです。ただ、その場合は、やはり受託者の場合もそういうのがありますので、具体的な基準というのが必要になってきます。

それから、この場合も、信託すべき財産を特定するということなんですが、基本的に判断能力が減退した場合はどういう制度を使うかという、まずは第一番に考えられるのは成年後見制度で、欠格事由とか行為能力の剥奪とか、何か特別な事由がある場合には、やはり信託の活用ということになるのかなというふうに思います。

それから、障害を持った子供や病弱な配偶者等のために、一定の財産を切り分けて、そしてそれを生活費等の原資とする、こういう方法が一つ考えられます。このやり方を税法上からもバックアップしているのが、特定障害者扶養信託、以前、特別障害者扶養信託といったんですが、贈与税が非課税になるんですね、この金額、6,000万まで。ことしから、特定障害者の場合、3,000万という新しい制度が設けられておまして、こんな一定の財産を高齢者・障害者の生活費として切り分けておくという制度もあります。金銭信託の場合は、信託銀行がかなり乗り出していて、それについては、「特定贈与信託」という名称で、結構商品として売り出していますね。こんな信託の活用方法があるということです。それから、親亡き後の生活場所の確保のための不動産等の事前信託、これは、新井教授が一つのスキームとして紹介しているんですが、ホーム経営などという問題が出てくるので、簡単ではないかなというふうに思っています。

それから、自己信託の活用ですね。なぜ自己信託をここでするかという、結局、収入が、それはそれであって、経営状況もいいときには、それなりに財産があるかもしれないけれども、いつそれが左前になるかわからない、こんなことを考えると、それなりにきちんと収入があるうちに、もうこの財産を切り分けて、それを隔離して、妻や子供のための生活費を確保しておく、こういうことで自己信託を活用することが考えられるということなんですね。これは、立法関係者も、こんな考え方、こんな活用が考えられますよということで紹介しているんですが、これは、なかなか詐欺信託との疑問も持たれ、要するに債権者から財産を隠すということで行われることがあって、詐欺信託でないことを確定させた上で、行う必要があるということがあるものですから、どこまでこれが、進むか、発展するかというのは、これも、やはり疑問符は

つけざるを得ないところかとも思います。

それから、やっぱり親亡き後問題のための信託の活用、これは非常に大きいところですね。その中で、遺言代用信託の利用というのがあります。親が死亡した後に、受益者として支給を受けるということですね。これは、その名のとおりで、そんなに難しい問題ではありません。既に自分が生きていううちにもう信託を設定して、自分自身、委託者が受益者になって、委託者が死亡したときに、子供や配偶者を受益者として指定して、それに死亡したときに承継させる、こういう仕組みです。ただ、問題は、税制上の問題ですね。というのは、定期金の給付しか受けられないんですけれども、相続税法は一括で課税されてしまいます。したがって、相続税を支払えるだけの原資を別に用意するか、あるいは相続税控除の範囲内、というふうな税金対策しておかないと、その税金が払えなくなってしまうというおそれがありますので、このあたり、税理士等との連携をしながら、を考えていくという必要があるところです。

それから、遺言信託、これは遺言によって信託する。現実的には、この遺言信託で財産を承継させていくということが多いいんじゃないかと思うんですね。「親亡き後問題」とよく言われていますが、結局、財産をそのまま残してしまうと、第三者に侵害されるかもしれない、あるいは本人が使ってしまうかもしれない、こんなことを考えると、信頼できる受託者に信託を設定して、その受託者が定期金給付して生活を保障してくれる、こういったことを期待する使い方です。これは、そういう意味では非常に有効活用できる可能性のあるものであって、欠格事由もなく、行為能力の制限もなく、しかも特定した財産だけをそういった財産管理の対象とすることができるわけなので、非常に有効活用の可能性のある制度だと思われます。現実には、成年後見などでいろいろな人たちにかかわっていると、相続人の中には、被後見人になっている人が死んだら、その財産を相続できるから、そうしたら俺は自由に使えるから、早く死んでくれと言わんばかりの人も時にいますよね。公然と相続したら、好きなことができるから、好きなところに使いたいというふうに言っている相続人もいるところで、そういった人たちが、目の前に大きな金額を相続してしまうと、たちまちなくしてしまうんじゃないか、こういった不安を抱く親というのは多いんだろうと思うんですね。そういったときに、遺言代用信託や遺言信託などが大きな意味を持つんだろうと思います。

それから、制度としては新しいんですが、旧信託法のもとでも当然できると解釈されていたものですが、後継ぎ遺贈型の受益者連続信託ですね。ご承知のとおり、遺言では、後継ぎ遺贈はできません。しかし、信託であれば後継ぎ遺贈と同じ効力を発揮させることができるということですね。よく相談を受けるときに悩むのは、後妻と先妻の子がいるような場合ですね。や

やっぱり当座は、後妻の生活の問題を考えると、今の妻に全部を相続させたい。だけど、今の妻に全部相続させてしまうと、その次は、その財産はどこに行くんだというと、妻の兄弟姉妹に行ってしまう、その妻との間に子供がない場合ですけど。これは絶対嫌だという場合に、じゃ先妻の子供に、そのときには、今の妻が死んだら、前の妻の子供に渡したい、こういった希望が出る人が多いんですね。それと、もう一つは、子供が全くいない場合、その場合も妻に相続させる。だけど、妻に全部相続させて、やっぱり妻の側の親類縁者に行ってしまうのはたまらん。だから、その場合には、公共に寄附したい、自治体とか福祉団体に寄附したい、こんな相談を受けることがあります。そのとき、やっぱり後継ぎ遺贈型の受益者連続信託、これを活用すれば、これは可能なんですね。

私も、それを活用して、何とかやりたいと思って検討していたことがあります。ただ、後で述べるように、信託業法上の問題があって、結局、頓挫してしまっただけですが、それともちろんこの受益者連続信託の場合も、相続税法における特典はないんです、特別扱いされていません。したがって、第一受益者が、第一の相続する受益者のところで全部の財産を相続した者として課税されてしまいますので、相続税についての原資を確保しておかないと、払えなくなってしまうという問題があります。もっとも、相次相続の場合は、前の相続税については、控除されるという特典があることはありますが、定期金給付しか受けられない者が、一括でぼんと税金が課税されてしまうというところに、ネックがあって、当初、後継ぎ遺贈型の受益者連続信託は、かなり使われるんじゃないかという評価もあったんですけども、結局この税制がこうなってしまったんで、やっぱりこれも、頓挫、足踏みしている状態と言うべきでしょうか。信託銀行、つまり信託協会では、いろいろ税制について対応してくれというふうに要請したらいいんですけども、なかなかそうはならなかったということです。

それから、死後事務の委任とその処理費用の信託の問題です。死後事務の委任というのは、ご承知のとおり、亡くなった後、成年後見なども含めて、死亡することによって、成年後見人などは、全て権限がなくなりますので、その後の葬儀や永代供養や、あるいは身の回りのもの、残ったものの整理、これは、本来、成年後見の職務にありません。したがって、その後の処理は、また別途委任が必要になるわけですが、これは死後事務委任と聞いていますけれども、そのためには、当然、資金が必要になります。そうすると、その資金を預かっておかなきゃいけないわけですね。その預かっていたお金というのは、結局その死後事務委任を受けるため、処理するための信託だというふうに考えないと、相続人に返さなければいけないかという問題も出てきてしまうし、また逆に分別管理がきちんとできないというおそれもあって、これは、

あくまでも信託として理解すべきだというふうに思われるわけです。今、この死後事務の処理をしますよということで、標榜している団体も結構あります。既に2,000人という人たちから死後事務委任を受けて、200万、300万、場合によっては、400万、500万と預かっているという団体も結構あるんですね。300万、400万を預かって、これが、1,000人、2,000人となったら、どれだけの金額になるか、その金額がきちんと信託口座で保管されているのかどうか、ただ疑問があって、本来ならそうでなきゃいけないんですけど、ここはグレーゾーンになっていますね。弁護士が、仮にこういったことをやる場合には、必ず信託口という口座をつくって、分別管理するということが必要になります。

ここで、次に新たな可能性というところに、時間もそろそろ押し迫ってきましたので、入っていきたいと思います。

既存の信託業者ということで考えると、基本的には信託銀行が大半ですね。信託会社も少しずつ出てきています。信託銀行は、やはり民事信託、個別性の強い民事信託は、なかなか手が出せません。福祉型でも金銭信託であれば結構やっているわけで、先ほどお話しした特定贈与信託などを活用した金銭信託、それを利用して定期金給付する、これはかなり商品として売り出しているんですが、個別の賃貸不動産や駐車場やらアパートやら、そういった不動産も含めた総合的な財産の信託を受けるといことはしていないんですね。これは、やはりリスクが大きいことと、もう一つは、信託報酬でペイするかどうかということを考えていったときに、なかなか手が出せないということだろうと思います。そういった信託も受けるとい信託会社がちらほらと出てまいります。ただ、それは、圧倒的に数は少なく、とても大きく広く発展させると言えるほどの状況にはなっていません。これはどうしてかというと信託業法の制約ですね。結局、信託業法では、信託業を行うには、免許が必要であり、管理型信託でも登録が必要だ。管理型信託の場合でも、資本金5,000万以上、しかも会社でなければだめなんですね。こういった限界があります。

したがって、信託業法の適用のある信託については、この問題をどうしてもクリアしなければならないという実情があるわけです。そんなところから、信託業法の適用がある信託というのはどんなものなのか、信託業法の適用のない信託をどう見るのかということで、いろいろな議論がされてきました。

ここに挙げているのに、道垣内教授の説、これは、しかし基本的には立法論なんですね。それから、小野弁護士の説、これは、実は、日弁連の信託法のP Tの中で議論されたものを小野弁護士が「金融商事判例」の中で紹介してくれたものです。ただなかなか現在の法律解釈の点

でこう言えるかということ、何とも厳しいところがあるかなという印象を持っています。

それから、反復継続の意思がないということから、弁護士が行う福祉型信託については、適用がないんだという考え方もあります。しかし、何件も何件もやっていたときに、果たして反復継続の意思がないと言えるのかということ、これも、なかなか難しいだろうという印象が持たれます。まず金銭信託については、信託業法から除外されています。一定の運用、委任事務の必要な費用に充てる目的で、委任者から金銭の受託を受ける行為、これは信託業法の適用を受けないので、これは、全く問題はないんですね。問題は、やはり不動産等の財産の移転を受ける場合、報酬を得て、その管理を行う場合ですね。したがって、当然、無報酬であれば問題はないわけですね。しかし、弁護士がやる場合に、無報酬だということでもできるかという問題があります。1回限りであれば、反復継続の意思はないだろう、これは言えるんじゃないかと思うんですが、それに対して、私の説というのは、総合的な身上監護、財産管理契約という説なんです。高齢者・障害者の信託を受けるということは、結局、その財産管理がメインというよりは、生活支援がメインになるので、信託による財産の管理については無報酬にして、その後に伴う生活支援について報酬を定めるということで、信託業法の適用をクリアできないか、こう考えています。これについては、脱法的な面があるんじゃないかという批判もあるようですが、しかし財産の管理、まず不動産の管理等については、管理会社を使うとか、ほかの一定の機関を使うことによって、ほとんどその労力を使わずに、無報酬でやるということは可能なんですね。それに対して、生活支援の部分については、それはそういうわけにはいかないもので、相当程度、それに対応する報酬を想定するということが、十分考えられるんじゃないかとは思っています。ただ、これも、一つの試案ではあるので、必ずしもそれが、完璧に問題がないということでは言い切れるわけではない。

そんなことがあるために、受託者を親族とか親の会などにして無報酬にする、こういう考え方もあります。その場合、じゃそれだけで問題がないのかということ、信託業法の適用がないということは、監督を一切受けないということになるんですね。信託業法の適用がないと、全く放置された状態になります。そこで、信託監督等の役割が出てくるんで、弁護士は、信託監督人などとして役割を果たすということも一つのスキームとして出てくるわけです。

これは、新しい制度、最初申し上げました。信託監督人と信託管理人と、それから受益者代理人という3つの制度があります。信託管理人というのは、受益者が現に存在しない場合の制度なので、今回この福祉型信託の場合に、問題になるものではないわけです。信託監督人は、信託受託者を監督する制度で、これは、まさにこの場合に、最も活用しやすいものだ。用語が、

変換ミスが幾つかありますので、申しわけありませんが。現にの「ゲン」が、厳格の「ゲン」になってしまって、最後の監督制度のところ、「監督権限を行使する者」というところが妙な変換になってしまって申しわけありません。

それから、受益者代理人というのは、個別の特定の受益者のためだけに代理する、こういった制度です。もちろん、受益者代理人として役割を果たすということもあり得ると思います。こんなところで、役立たせるということであれば、これは、全く信託業法の問題はない。ただ、この場合は、どんな人を受託者にするか、ここが大きな問題です。親族やNPOというところが考えられるわけですが、そういった適切な受託者、支援者がいないので、親亡き後問題が出てくる、この受託者を探すのは大変なことです。

それから、もう一つは、監督というのは、そう簡単ではない。成年後見の中でも後見監督人などになっていますが、結構大変ですね、監督は。大変だからこそ、弁護士が、やりがいがあるんだということも言えるかもしれません。そういった監督の必要性の前に、まずしかし適切な受託者をどう確保するかというところがあって、このあたりは、そう簡単ではないんですが、しかし専門職が、その信託監督人が信託にかかわっていくということは十分有効なスキームとして考えられるんじゃないかと思います。

なお、これらの信託法上の制度のほかに、実は、指図権者というのがあるんですね。受託者に指図するという指図権者という制度です。これは、信託業法65条で、「信託財産の管理又は処分の方法について指図を行う業を営む者」というのがあります。指図権者の指図に従って、受託者が財産管理するということになるので、この指図権者としての役割を果たすということもあり得るかと思います。しかし、いずれにしろ受託者そのものになるのではなくて、こういった監督機関としての役割を果たすということが、ある意味最も現実的なのかなという印象は持っていますが、しかし総合的な身上監護や財産管理を行う中で、受託者として、行動する、活動するというのも、やっぱりどうしても捨て切れないところで、これを何とか実現できればというふうにも思っています。

最後に、福祉信託のあるべき受託者とふさわしい規制というのを挙げておきました。新たな受託者として、弁護士や司法書士、福祉関係のNPOなどが考えられ、これらの職種等について、やはりある一定の監督機能というものを設けて、そして新しい受託者として、法律上、位置づけていくということができれば、これに増すものはないというふうに思います。オーダーメイドの小回りのきく信託というものが可能になるわけで、信託会社が以前に比べればかなり出てきました。しかし、全体から見れば非常に数は少ない。とても広い民事信託の発展を担う

ほどの数にはなっていませんし、また逆に言えば、まだこれは、どちらが先なのかという問題ですが、ニーズが出てきていない。またそれを受託する者がいないから、ニーズも出ない。そのニーズをくみ上げられないということにもなるんだらうと思うんですが、そんな状況になっています。そうすると、新たな受託者規則というものを考えないと、これは、やはり信託の発展可能性というのは閉ざされてしまうのではないかと思います。

信託法改正のときに、附帯決議で、新たな受託者について検討するということが決議されました。それを受けて、信託法改正後、一定期間、経過したときに、金融庁内で、その検討がされたことがありました。その検討会に、日弁連から呼ばれて、ヒアリングを受けたんですが、そのときは、まだこれほど不祥事が、とやかく言われる前であったものですから、我々も、自信を持って、先ほどの小野弁護士の説を高らかに述べてきました。弁護士は、綱紀懲戒制度があって、極めて信頼性の厚い制度の上に成り立っているんだから、これを除外して、何が、問題があるんだ、こう言ってきたんですが、実は、ヒアリングを受ける委員の側に弁護士がいて、「弁護士はそんなに信用できますかね」と言われまして、我々は慚然として帰ってきたんですが、しかし最近の状況を考えると、やはり弁護士だからいいんだということも言えない状況が生まれているのかなと思います。そう考えれば、福祉型信託を発展させるには、弁護士会として、積極的に信用の基礎となる監督制度をつくるということで、新しい受託者の制度を法制度の中に位置づけることを要求していくということがやはり必要なのかなと思っています。

そんなことができれば、恐らくもっともっと信託の発展可能性が考えられていくのではないかと、残念ながら、今のところでは、かなり足踏み状態で、実は、現実に信託を利用して財産管理するというので、公正証書でそれをつくっている例もそれなりにあるのですが、午後、遠藤先生からその報告もかなりされると思うんですが、どうしても弁護士がそういったものにかかわる場合には、信託業法の問題を避けて通れない。過去には、その信託業法の問題をすぼっと抜かしてつくってしまったという例もあって、そうなるこれは、もう無報酬でやるしかなくなってしまうかという問題もあるんですね。このあたり、もっともっと精緻な検討して、あわせて信託の発展を望んでいくということが必要、今日の議論で、さらにこの信託についての深まった議論がされて、そして信託の発展が、今後、期待できるというふうになれば、これは大きな成果になるんじゃないかと思います。

以上で、私の話は終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

司会（中根） 赤沼会員，ありがとうございました。皆様，いま一度盛大な拍手をお願いいたします。（拍手）

それでは、これで、第1部、午前の部を終了いたします。

ただいまより1時間の昼食休憩といたします。

昼食休憩後の第2部は、今の赤沼会員の基調講演を踏まえまして、実際に信託に携わっているらっしゃる公証人の先生、また信託会社の方、また実際に高齢者と携わっている弁護士の先生、また信託税制についての専門家である税理士の先生をお迎えして、パネルディスカッションを行います。午後の部の開始は13時を予定しておりますので、皆様、定刻までにまたお戻りくださいますようお願いいたします。

事前申し込みしている弁護士の方は、昼食引きかえ券をお持ちの上、本館地下1階、偕楽の間にてご昼食をお召し上がりください。引きかえ券をお忘れの方は、南館1階受付にお立ち寄りの上、昼食引きかえ券の再発行を受けていただきます。

なお、こちらの会場内では、休憩時間内に限り、ご飲食いただけますので、よろしく願いいたします。

(昼食休憩)

司会(中根) 定刻となりましたので、ただいまより午後の部を開始いたします。午後の部は、休憩を挟んだ2部構成となっております。まず第1部といたしましては、遠藤英嗣公証人及び菅野真美税理士、伊東大祐会員の対談から始めさせていただきます。

初めに、私から遠藤英嗣公証人をご紹介します。遠藤公証人は、東京法務局に所属され、蒲田公証役場にて勤務されております。現在、日本成年後見法学会理事も務められております。信託に関する著書、論文を多数執筆され、最近では、日本加除出版より「新しい家族信託」という書籍を出版されております。本日、受付、また全体会の会場受付の会場の近くで、ブースを設けて販売しておりますので、ぜひお買い求めいただければと思います。

続いて、菅野真美税理士をご紹介します。菅野税理士は、新日本有限責任監査法人及び関係会社におきまして税務監査業務に従事された後、平成17年から始められました「信託大好きおばちゃんのプログ」によって、信託、中でも信託税制の分野において一躍有名になられております。信託関係のセミナーを数多く担当されるとともに、日本加除出版、「実例にみる信託の法務・税務と契約書式」、中央経済社、「教育資金の一括贈与非課税制度完全ガイド」をご執筆され、雑誌への投稿も多数行っておられます。こちらの書籍も、本日、受付で販売しております。

続いて、伊東大祐会員ですが、東京弁護士会に所属され、同弁護士会法律研究部遺言信託部において、その発足当時から活動されておられ、平成24年度、25年度の部長を務められており

ます。

それでは、遠藤公証人、菅野税理士、伊東会員、よろしくお願いいたします。

伊東（東京弁護士会） 皆様、どうもありがとうございます。私がただいまご紹介いただきました本パネルディスカッションの司会を務めます東京弁護士会の伊東大祐でございます。

さて、このパネルディスカッションなんですけれども、大まかに2部の構成になっております。前半は、ただいまご登壇いただいております公証人の遠藤英嗣先生、税理士の菅野真美先生とご一緒に、午前の赤沼先生の基調講演で、信託の基本的な仕組みを把握されたというだけではわかりにくい信託の実際的な活用、それに伴い、絶対に見逃せない税務上の問題点の基礎の基礎について、基調講演をより突っ込んだ実務的なお話はする予定でございます。

それでは、早速、民事信託の活用について、ことし8月、日本加除出版から「新しい家族信託」という本日、会場でも販売しておりますこの分野では画期的なご著書を上梓されましたこの信託の分野での我が国第一の碩学ともいべき遠藤先生にお相手いただきまして、遠藤先生のご著書から幾つかの実際の資料をご紹介することもあわせながら、信託の活用についての突っ込んだ話を伺っていきたいと思います。

遠藤先生、どうぞよろしくお願いいたします。

先生からは、まず家族型の民事信託とのかかわりにつきまして、お話をさせていただければと思います。

遠藤公証人 ただいまご紹介を受けました東京法務局に所属しております公証人の遠藤でございます。

私は、23期でありまして、公証人は8年目であります。今日は、短い時間でありましてけれども、私が、実務で体験し実際に公正証書をつくっております信託につきまして、できるだけわかりやすく説明できればと思っております。

伊東（東京弁護士会） よろしくよろしくお願いいたします。

それでは、先生のほうから、最近の家族型民事信託の相談事例の特徴と専門職がそこにどうかかわっているかということについてご説明いただけますでしょうか。

すみません。スライドが、追加になった分もございますので、スライドのほうをごらんください。失礼しました。

遠藤公証人 私は、蒲田公証役場で公証人をしておりますが、蒲田というのは、東京都大田区にあります。大田区が一番北西にご承知の高級住宅街の田園調布があり、南東に下がっていきますと蒲田がありまして、さらに下がりますと、工場地帯であります六郷、さらには羽田地

区，そして羽田空港があります。

公証人は，基本的には公証業務を仕事としてやるわけでありませぬけれども，私どもの公証役場は，今申し上げた地域のよろず相談屋的な要素もありまして，何かに困った人や，何か解決を図りたい人も，公証役場に来て相談するところにもなっています。公証役場の場合は，相談だけは無料となっていますので，さまざまな方が相談ということで来ております。私どもが，やっております仕事の中心はやはり遺言です。遺言は，年間，相談だけで数百件，実際に公正証書を作成するのは二百数十件です。さらに任意後見契約については，私は積極的に取り組んでおりまして，年間百件近くやっております。そういう中で，この人にこのまま財産を相続させてよいのか，本人が管理ができないのにどうなんだろう，あるいは負担付き遺贈でいいのかという事例がしばしばありました。そこで，信託法が改正される前も，何とかこの信託法，旧法なんですけれども，使えないかということで，いろいろ勉強し検討はしていたんですけども，結局使えなかったんです。

信託法が新しくできまして，その直後に信託銀行から「遺言信託」が持ち込まれました。それとほぼ同時に，個人の方から福祉型の遺言信託の相談があったのです。お手元に，もし私の著書がございましたら，本の文例の中に文例1というのがあるんですけども，その事例のもとになった相談が最初にありました。それで，信託銀行の遺言信託の条項などを勉強しながら，一番最初に自分で起案し手がけたのが文例1の公正証書でした。なお，もちろん文例の内容は，ほかのも同じですが，すべてアレンジしてあります。その後に，これまた信託の中では異例とも思われる信託事務のみならず清算事務ですら難しい「親亡き後の支援信託」の相談が持ち込まれたのです。信託財産は，取引価格で十数億円の財産，受益者は唯一の相続人である知的障害者のお子さんで，その子供さんを当該信託財産で一生涯守りたいという親御さんの依頼がありまして，その後，その信託公正証書を作成しました。その信託の文例は，本には載っていませんけれども，その事例をもとにアレンジしたものが著書の中の第3番目の文例3です。その後も親亡き後の遺言信託を手がけ，次第に信託はやれるという気持ちになりまして，いろいろな信託スキームを取り入れた遺言公正証書を作成しました。次に，著書に，文例2として「遺言代用型の信託契約」を載せているのですが，これは，ある弁護士から依頼され作成した事例です。その事例が私にとっては初めての信託契約として相談が持ち込まれたものです。そういうことで，遺言だけでなく，契約もやれるようになりましたし，さまざまな形の信託について説明できるようになりましたので，その後いろいろなところで信託についてのセミナーに参加しあるいは講演を行うなどして，今日に至っているわけでありませぬ。

その中で、皆さんに活用していただきたい文例など、あるいは注意していただきたい事柄について、この夏に、「新しい家族信託」という表題で、家族型の民事信託に関する本を出させてもらいました。今日は、主催者のご高配によりまして、後に何件かその中の文例を紹介していただける機会があるようでありますけれども、紹介する文例につきましては、実際にあった文例をもとにつくってありますので、工夫すれば実際に使えると思いますので、ご活用いただきたいと思います。

それでは、最近の相談事例について説明させていただきます。

今年に入りまして、実は信託の事例がかなり多くなりました。初めの1月から4月までは、8件ほどでありましたけれども、6月以降10月末までに、30件ほどありまして、急激にふえております。38件ほど相談事例がありまして、そのうち7割近くは公正証書を作成しております。私の場合は、基本的には認証という方式はやらず、公正証書の作成をお勧めしておりますので、ほとんど公正証書でやっております。

その内訳というか、信託行為の種類につき説明しますと、信託契約が23件です。そのほか、遺言信託が10件、残りの自己信託が5件です。次に、公正証書作成のため窓口に来られた方、要するに窓口相談者ですけれども、士業の方が24人おられます。その内訳は、司法書士の方が13、税理士、公認会計士の方が6、行政書士の方が5です。残念ながら、今年は弁護士の方で公正証書の作成に至った事例はまだありません。多分ほかの公証役場に持ち込んで作成されているのだと思いますけれども、私のところには、最近、弁護士の方の依頼による公正証書の作成はありません。そのほか、市民後見人あるいはNPO法人の方とか、さらにはフィナンシャルプランナーの方、それから信託銀行などが相談に来て、実際に公正証書をつくっております。また、ある公証役場に行ったところ、蒲田公証役場へ行き相談されたいということで、私のところに回ってきた事例も何件かあります。それとともに、私が、遺言の相談の中で、信託を使ったほうがいいですよということで、勧めた例もあります。ところで、窓口相談者は、士業の方が多いわけでありますけれども、これは、私がいろいろな研修やセミナーで信託を説明しておりますが、それを受講された方が多いようであります。その受講者の司法書士とか税理士とか行政書士が多いという状況にあります。

次に、信託のニーズですが、いろいろな事例があります。相談事例の多くは、「受益者連続型信託」が中心になっております。それから、最近、「任意後見支援型の信託契約」が多くなっています。信託の「遺産承継機能」と「後見的支援機能」の双方を活用するものです。そして、問題の受託者でありますけれども、ここには、数字は出ておりませんが、相談事例

のうち26件は親族であります。法人も7件ありました。そのうち2件は自己信託です。それから、旧知の間柄の専門職の方で、その信託を1件しかやらないという方が受託者となった事例が2件ほどありました。あとは、信託銀行ですが、もちろん相談の中には、受託者が決まらないというものもあります。このように家族型の民事信託については、いろいろな形で需要がふえてきている状況にあります。

伊東（東京弁護士会） ありがとうございます。それでは、早速、先ほど先生がおっしゃっておられました事例を見ていきたいと思えます。

これは、最初の先生のご著書の参考文例1、先ほどもお話に出ていました一番最初にご経験された例ということだったんですが、404ページに出ておるんですけども、高齢者福祉信託のうち、福祉型遺言信託というふうに題されております。高齢の依頼者が、ご自分の亡き後に残された配偶者の方の安心のために、遺言で信託するという事例です。

簡単に中身を説明しますと、依頼者Sさん、信託の場合、委託者をセツラーというので、Sと表記することが多いんですけども、自分の亡き後、妻Bのことが心配だ。Bというのは、受益者でベネフィシャリーのBということです。なぜ心配があるかということ、ご長男のCさんが以前からたびたびお母さんにお金を無心に来ていた。自分が亡くなってしまったら、それを防げるだろうか。今は、自分がしっかりしているから大丈夫だけれども、そのうち自分が亡くなってしまった後、遺産がお母さんのもとに入ったら、たちまちやってくるに違いないという心配がある、そういうスキームということなんですが、遠藤先生、この仕組みのポイントというのはどういう感じになりますでしょうか。

遠藤公証人 この事例というのは、遺言信託の基本的なパターンでありまして、Bさんが、財産管理ができない例です。しかし、Sさんとしては、Bさんが生涯、Sさんが残す財産で、幸せな生活を送る、あるいは福祉を確保する、そういう目的がありますので、この信託を使うということであります。本来、Bさんに相続させる財産を全部渡してしまうと、先ほどご紹介にあったように、Cさんが、時々来て、「お母さん、貸して」ということで、そのうち全部とられてしまうというおそれがありますので、一番しっかりしているTさんに、遺産の金銭を預けて、少しずつBさんに渡して、Cさんからお金を奪われるのを防いでBさんの生活を守る、そういうところにポイントがあります。あくまでも、Bさんの生活の支援と福祉の確保というところに焦点をおいた信託であります。

伊東（東京弁護士会） ありがとうございます。今日この後もたびたび出てきますけれども、受益者であるBさんの財産を守るということでしたら、成年後見制度でBさんを保護するとい

うのが、当然、考えられるわけなんですけれども、成年後見制度と比較して、信託による場合というのは、どのような特質があるのでしょうか。

遠藤公証人 この事例では、金銭ですから、そんなに大きな差はないと思いますけれども、ここで考えられるのは、Bさんに後見人を選任するとなると、もしかするとCさんが、すぐ手を挙げて、自分がやりますとあって、結局、裁判所も、それを認めてしまうおそれがある。また、Tさんが手を挙げた場合に、Cさんが「おまえはだめだ」ということで、第三者の後見人がついてしまうおそれもあります。そうしますと、Bさんの思いとしては、やはりしっかりしているTさんに面倒を見てもらいたいということと、Sさんの考えも、TさんにBさんの面倒を見てもらいたいという思い、それが、実現できなくなるおそれがあるということです。信託であれば、そこは可能であるということでも勧めしております。

伊東（東京弁護士会） それは、受益者Bさんが、任意後見とかはするお力がもうなくて、そうすると裁判所の選任する法定後見人ということになり、親族間に紛争がある場合は、第三者後見人を立てるという形になってしまう。ただ、Sさんが財産をお持ちのときに、Sさんの行為として信託を組んでおけば、Sさんの意向がそのまま通る、そういう理解でよろしいでしょうか。

遠藤公証人 そのとおりです。

伊東（東京弁護士会） ありがとうございます。

それで、私、このスキームを見まして、ふと思ったんですけれども、最後の帰属権利者というところに、長男Cさん、長女Dさん、割合均等というふうに書いてございまして、当然と言えば当然なんですけれども、こういったCさんのような人がいたときに、ともすると今までさんざんたかってきたんだから、こいつは減らしてやれとか、遺留分ぎりぎりまでしたらどうかなというようなことは、私なんかはすぐ考えてしまうんですけれども、こういうふうにして平等にしてあげるということに、何か意味があったのでしょうか。

遠藤公証人 これは、はっきり言って、あくまでも文例ですから、ほとんどのこういう事例ではTさんに全部です。しかし、たまに、困っている子供がいるとしますと、この子も、やっぱり助けなくてはならないという親御さんがいるんです。そのときは、平等、あるいは6対4とかにしますけれども、親の気持ちというのはいろいろあるということから、こういう表現をさせてもらっております。

伊東（東京弁護士会） これはもう私の勝手な解釈のようなんですけれども、これでCさんも、ちゃんと将来、半分もらえるというふうに決めておいてあげると、この信託がされている

遺言を知ったときに、Cさんが、しょうがないか、遺留分減殺がどうしたとか、今よこせというんじゃないくて、今までさんざん迷惑はかけてきたけれども、それでもちゃんと自分のことも考えてくれたなということで、もめごとが起こりにくいというようなことも考えてみたんですけども、そういったこともありますでしょうか。

遠藤公証人 将来、自分も少しはもらえるという、信託に協力的な子供もおりますので、そういう配慮をする場合もあります。

伊東（東京弁護士会） さて、それでこの事例については、今日、2つほど、先生のご許可を得て、実際の文例を出したんですけども、全部出すとご本の盗作になってしまいますので、これは出していないんですが、この事例の中身を見まして、すごく細かく気が使われているなと思ったことがありますので、ご紹介しておきます。本を買われた方は見ていただければいいんですが、第6項の（2）というのに、本受益権は、譲渡もしくは質入れすることはできず、またその受領権限につき、受益者の任意後見人等を除く第三者に委任することもできないという規定が置かれていまして、この事例のテーマ、Cさんがいろいろ言うてくるのをどう防ぐかということになっています。受益権としてBさんにやれば、財産本体は侵害されなくても、でもその受益のタイミングで、Cさんが、やっぱり寄ってくるということがあり得るわけで、詰め寄られて、受益権を譲ってしまうとか、受領代理権限を設定してしまうとなると、信託の目的は達成できませんので、そういったところまで細かく配慮されているというのはさすがだなと思ひまして、信託に関して具体的な文例というのが、なかなかスキームの図が出ていることは多いんですけども、細かい条項というのがなかなか今までなかったです。先生のご本で、大量にそれが出てきておりますので、ぜひとも皆様にも読んでいただきたいと思います。

続きまして、事例を進めます。お願いします。

これが、先生のご著書の407ページ、参考文例2という事例なんですけど、今度は遺言代用信託契約というふうになっていまして、先ほどは、遺言信託ですから、信託行為、信託を設定する法律行為が遺言だったわけですけども、これは受託者との契約という形になっています。これについては、文例を出させていただきました。皆様に配付した資料の中に入っております。

この薄ピンク色の表紙の第6分科会の配付資料の冊子の中に、スライドの次、31ページのところ、公正証書の文例をそのまま引用させていただいて載せてありますので、これをごらんになってください。

この事例は、Sさんが存命中から、Sさんを受益者として、信託を開始して、Sさんが亡くなった後は、Bさんが引き継ぐという形になっています。これと第1の事例を比較して、相違

点を教えていただけませんか。

遠藤公証人 これは、あくまでも契約でありますので、遺言と違いまして、契約の段階から基本的には効力が発生します。ただ、多くの場合は、後で出るかもしれませんが、SさんとTさんの契約の段階で、まだSさんがしっかりしている場合は開始せず、Sさんが、判断能力が減退した場合に、この契約は始めるというような条項を入れる場合が時々あります。この事例は、Sさんが高齢でありましたので、直ちに効力が生じる。効力が生じると、後で菅野先生からも話があるかと思いますが、財産が移転し、課税問題が生じますので、その課税問題を一つクリアしなければならないのです。

それから、実際に守るのが、この事例ではやはりBさんなんです。Sさんは、それとなくお金もあるし、それほど不自由していない。最後に、Bさんに、できるだけお金を残して、あるいは財産を残して、Bさんの支援のために使ってもらいたいという思いをこの契約の中で残しているわけであります。ですから、最初に契約の段階で、受益者は、Sさん自身になります。そして、Sさんが死亡した場合には、Bさんに受益権を移し、Bさんのために、特に多くの信託財産を使ってもらおうという含みで、スキームが組んであります。お手元にあります文例では、Sさんの場合は、定期的な給付にはなっていないと思います。それは、Sさんが必要なときに、必要な限度で渡していただければ、それでいいという事例であります。

Bさんの場合は、これは、定期的に渡してもらおうというのが一番いいんでしょうけれども、Tさんに裁量権を与えまして、必要な都度、必要な限度で渡していくということもあろうかと思えます。それは、相談事例の背景事情によっても違って来るんだと思います。そして、信託が終了し信託財産が残った場合の残余の財産については、子供さんなどがいれば、残余財産受益者として、そういう方が最終的な受益者になる場合もあろうかと思えます。

伊東（東京弁護士会） 今、先生からご紹介のありました受益の給付の仕方ですけれども、それは、31ページになります一番下のところ、受益者に対する金銭の給付第6条第1項が、委託者SまたはSの任意後見人等に対して交付する場合、これは、払い戻しを行い、要求があった生活費等の金額を手渡し、もしくは振り込み等で払う。「要求があった額」というふうになっているのに対して、第2項が、S死亡後のBへの給付の条項ですが、「毎月金 万円を限度として、支給される年金等を考慮し、受託者Tが相当と認める額の生活費等を渡す」というふうになっていまして、Tの裁量を大きく認めたといえますか、私も、後見業務なんかはやることもあるんですけれども、正直この財産でずっともつのかどうかというのがいつも悩ましいところでした、いろいろな状況を見ながら、手かげんするというか、やっているわけなんです

けれども、将来長く続く信託の場合は、契約するとなると受益権の内容をきっちり書いておかなきゃいけないんじゃないかなというふうに、ともすると思いがちなんですが、実際にこのように柔軟に裁量性を認めた条項というのも可能なんだというのが、非常に勉強になった点でございます。

あと、この事例の場合、受託者のTさんは専門職でいらっちゃって、受託者の条項は、第3条にありますけれども、「Tさん」というふうにしか書いていないんですが、これは、万一、TさんがSさんやBさんより先に亡くなっちゃったらどうしたらよろしいんでしょうか。

遠藤公証人 その場合は、信託法の定めを適用し新しい受託者を裁判所に選任してもらおうということになるかと思います。ただし、この事例では、SさんもBさんもかなり高齢な事例でしたので、特に後継の受託者についての定めは設けてありません。しかし、私が本で紹介している文例のほとんどは、必ず後継の受託者の定めを置いてあります。この事例と先ほど紹介した事例は多分ないかもしれませんが、ほとんどの場合は、次の人あるいはその次の人を、必ず考えながらスキームをつくるようにしてあります。

伊東（東京弁護士会） それで、信託法、条数にすると二百何十条からの法律ですけども、なかなか私のほうで遺言信託研究部をやっても、皆さん、条文を持ってこなかったりして、条文を読む機会がなかなかないんですが、皆さんには、ぜひとも条文に触れていただきたいと思ひまして、本日、配付した資料の中に、信託主要法令資料というのが入っています。これは、信託協会さんのほうから、このシンポジウムの影の立て役者の伊庭先生がもってくれたんですけども、残念ながら最新版ではないんですね。最新版は、こういうグレーのが、最近、出ているんですけども、ただほとんど変わっていませんので、これで十分ほとんど使用にたえますので、必ず条文を確認していただきたいと思ひます。

受託者の選任というのは、信託法62条に規定がございまして、さすがに法律のほうで、もしいなくなったらどうしようというのが先回りして、いろいろ手は打ってありますので、そういうことで物事は処理されているというふうに覚えておいてください。

それでは、次の事例をお願いいたします。

これが、障害者支援福祉型信託というふうには書いていまして、いわゆる親亡き後の支援信託という事例でございます。これは、信託というのは、実務上、需要が非常に多い、また必要性も非常に高いというふうに言われております。委託者Sさんには、障害を持つお子さんがいて、この方が唯一の相続人なんですけれども、もう配偶者の方もいらっしゃらなくて、SさんがBさんの面倒を見ている。ご自身が亡くなった後、そこそこある財産をどうしたらいいだろうか

ということが悩みの事例であります。

こういう障害を持つような方の場合、いろいろ福祉団体ですとか行政の支援のとかで、生活の本当の必要なところは、割と周囲から手が差し伸べられることが多いわけなんですけれども、Sさんのようなそこそこの資産をお持ちで、それを運用、活用していらっしゃるような方のそういうことをそういう福祉関係の団体とか、ましてや行政が、面倒を見てくれるということはないものですから、それをどうするかということで、受託者T、これは、親族の方でやってくれる方が、親族でありつつ専門職の資格をお持ちの方がいて、適任の方がいたので、その方にお任せする。さらに、受益者代理人Tという方を専門職で選任しておいて、チェックをかけるというような仕組みで検討された例だと思います。

このスキームについても、先ほどの資料の薄ピンク色の表紙のものの次に、33ページから文例がそのまま引用させていただいております。遠藤先生のご本では、414ページに載っております。こちらは、1例ずつ選ぶときに、信託契約のものと遺言のものを選ぶのかなということで、これを選んだわけなんですけど、こちらの遺言公正証書というのが、まず「遺言本文及び信託部分」というふうになって、形式事項は省いてありますけれども、「遺言公正証書」という題名の後に、遺言の部分があって、次に遺言信託ということで、信託設定に関する法律行為の部分が抜き出して別建てに書いてあります。移行型の任意後見契約なんかも、代理権契約部分と任意後見部分と2部構成になっていたりしますが、これも、こういう2部構成になっていまして、このような2部構成の形になっているのはどういった理由からなんでしょうか。先生。

遠藤公証人 はっきり言いまして、遺言と遺言信託の条項が短いものでしたら、遺言の本文のほうに組み入れることができます。ただし、この事例の場合は、遺言信託の条項というのはすごく長いんですね。本来、親族の方がこの種の親亡き後の支援信託の受託者になる場合は、このような長文の条項は余り使っていません。たまたまこの事例は、親族で、しかも専門職、これは法律専門職でないんですけども、専門職の方が、数億円以上、十億円を超える信託財産を管理する、その中でしっかり条項に従って信託事務をやってもらうために、詳しい条項を定めることから長文になっているんです。これを遺言の本文のほうに入れますと、はっきり言いまして、執行の段階で執行者が困るといことと、関係者が、内容を見て、簡単に理解できず困惑してしまうおそれがあるので、ですから取り出しまして、別紙という形でつくらせてもらっております。それに、信託財産が不動産の場合、登記されるという点も考慮しています。なお、金銭信託の簡単な事例は、本文中に入れるということもあります。

伊東（東京弁護士会） このケースの場合、受益者Bさんは、障害を持っておられて、財産の管理の支障があるということですから、要後見状態のような方なんだろうと思うんですけども、Bさんに後見人をつけておく、そういう対処では足りないでしょうか。

遠藤公証人 この文例のもととなった事例は、Bさんは唯一の相続人です。後見と相続ですと、残った財産は遺言がないとすべて国のものになります。そこで、親御さんは、Bさんの面倒を見てくれている団体あるいは病院、人、そういう人に大事な財産を残したいという思いがあったのです。それで、相続という手を使わずに、信託を選んで、そういう人たちに、最後に残った財産を帰属させる、その意思を実現させることにしたのです。それと、やはりしっかり財産を管理してもらった上で、お子さんには、幸せな生活を送ってもらいたいという気持ちがありました。もちろん、ふんだんにお金は使ってもらってもいいんですけども、余りにも受託者に、勝手なことをされては困るという意味合いもありましたので、この事例では、「信託監督人」を選任しまして、受託者を監督するということでやっております。

なお、この文例では、「受益者代理人」にしてありますけれども、これは信託監督人でもいいんだと思います。ただし、信託監督人だけの場合ですと、今度は、受益者が意思表示できませんので、受益者が受益権の内容を完全に実現して利益を享受するには後見人が必要になります。それには、当然、成年後見人あるいは任意後見契約が可能でしたら任意後見人をつけて、受益者本人を守る、そういう必要性のある事例だと思います。

伊東（東京弁護士会） 後見は後見で必要だけれども、一番は、Sさんが、将来、財産を帰属させる先、後継ぎ遺贈のような要望を持っておられたので、こういう形になりましたということだと思います。このスキーム図では、先ほど先生も触れていただいていたんですけども、受益者代理人というのがついて、受託者を監督する形になっていまして、先生のお話にもありましたとおり、信託法をさらっと見ますと、これは、信託監督人じゃないのかなというふうに思うことが多いと思うんです。大ざっぱなイメージを言いますと、信託管理人は、受益者がまだいないときですけれども、監督人というのが受託者を監督する人、受益者代理人は、何となくのイメージとしては、商事信託で受益者が多数に及んでいて、意思の取りまとめなんかが難しいようなときに、それを統一行使、代表する人というようなイメージを持つんですが、先生のところでは、この受益者代理人というのは、こういう家族信託でもいろいろ活用していらっしゃるようにお見受けします。それには、何か理由があるんでしょうか。

遠藤公証人 やはり成年後見人の職務権限というか義務というか、かなり限定されている。財産の管理、保存はいいんですけども、果たして運用まで後見人がオーケーしてやってくれ

るかどうかという、疑問なんです、多分しないでしょうね。被後見人が持っているアパートあるいはマンション、自宅、そういうのが古くなりまして、やはり収入等を得るために、建てかえる必要が生じた場合に、果たしてこの建てかえを後見人がオーケーするかというと、難しいのかなと思います。それよりも、受益者代理人選任という形で、受益者代理人にいろいろな権限を与えることによって、このBさんの財産を管理活用し、収益を得ていくというのが一番いいんだろうということで、受益者代理人にしてあります。

ですから、例えば文例で説明しますと、資料の第14条に、信託不動産の処分と建てかえというのがありますね。

伊東（東京弁護士会） すみません、皆さん、お手元の資料の37ページ、この薄ピンク色の冊子の37ページに条文があります。そこの14条のことをおっしゃっております。

遠藤公証人 14条の第2項に、この場合、受益者代理人に対して建てかえの必要性及び費用等を通知して協議し、その承諾を得るというふうにしてあります。ですから、重要な事柄については、受益者代理人の承諾というふうにしてあります。それとともに、やはりこのような場合、成年後見人の意見も聞かなければならないというのは、私の基本的な考えですので、第3項に書いてありますように、「事前に受益者もしくは受益者の成年後見人等にこれを通知し、その意見を聞かなければならない」、そのような規定を設けまして、どちらも意見意思を尊重するというふうにすべきだと考えております。私は、信託というのは、重要な事項についてまで安易な形で受託者にやらせる、そのようなスキーム設計はやらないほうがよいと考え、文案をつくって提案し、実際にも、そのような公正証書を作成しております。

伊東（東京弁護士会） ありがとうございます。関係者のバランスをとるとか、負担を軽減するとか、もしくはその財産の積極的運用に関して、非常に守りの姿勢が強い成年後見では、なかなかマッチしない部分があるというのをこういった形で、折り合いをつけて、スキームにまとめ上げたという話だと思います。

いいですね、箇条書きに書いただけですので。

そうしましたら、今のケースに関連して、自己信託ということについてここで触れておきたいんですけども、先ほどのケースですと、受託者Tさんがたまたまいらっしゃる反面、受益者Bさんは、一人っ子で、きょうだいとかはいらっしゃらない。それで、ご家族ではない受託者のTさんを頼るという形になったわけですけども、もしこの受益者さんにごきょうだいがいたらどうかというケースについて、さらにそれを発展させて、自己信託というのを活用するケースがあるんじゃないかというのが、送っていただけますか。

このスキーム図のケースです。次女Cさんは、いろいろお姉ちゃんである長女Bさんの面倒を見ることができる力があるという方で、その方に受託者を任せてもいいんだけど、このケースでは、委託者Sさんが、一旦自分が受託者となって、自己信託というのをやる形になっております。自己信託というのは、委託者が、受託者を信頼して、財産を委ねるとというのが信託なのに、自分が自分に委ねるとするのは一体何なんだろうということ、実際物じゃないのか、もしくは何かの脱法行為のために悪用されるおそれがあるんじゃないかな。実際、そのおそれはありまして、いろいろ信託法上は、手を打たれている部分もありますけれども、そういった際物的なものに捉えられがちなんですけれども、必要な事例が確かにある。

先生のこの「新しい家族信託」のご著書では、自己信託について相当の分量を割いてご説明いただいております、このような形で、一回自己信託に持ち込んでからというようなスキームを考えたとしたら、そのポイントといいますか、肝になるところはどういうところになりますでしょうか。

遠藤公証人 自己信託というのは、初めて仕組みやスキームを見られた方が多いんじゃないかと思うんですね。私の本にも書きましたように、自己信託というのは、不思議なもので、私が左手に1億円持っています。これを書面で自分に信託するといったら、右手に移しますとこの財産は自分のものでなくなるんです、これが「自己信託」です。しかし、信託の目的に、「自分が、あるいは自分と妻が使える」と書けば、自分の生活費のためにその1億円は使えるんです。しかも、信託設定した段階から、信託設定者の債権者は、その信託財産を差し押さえたりすることはできなくなるんですね。ですから、基本的には、詐害信託のおそれがあるということから、学者の方は、このような信託は認めるべきでないということで、法律をつくる段階で反対されたわけでありまして。しかし、立法者関係者は、これが福祉型信託などに使えるはずだとして新しい信託法に盛り込みましたので、実際に私も使っているのだからと思っております。

この種の自己信託の事例につきましては、私も何件かやっておりますので、その文例を紹介しています。本の374ページに載せてあります自己信託であります。実は、こういう相談は意外と多いんです。この事例は、親亡き後の支援信託で、後継受託者のCさんがいる事例ですけれども、ほとんどの親亡き後の相談の事例では、受託者あるいは後継の受託者になる人がいないんです。相談者も私も本当に困ってしまう。なぜかという、こういうお子さんを抱えたお母さんは、親族等から離れて生活しているんです。誰にも頼らない、そういう生活をしてしまっているものから、いざ、相談に来た段階で、誰か知っている、信頼できる人はいますかと聞くと、「誰もいません」という返事しか返ってこないんです。じゃ、自己信託を考えま

しょうかといって、信託のお話をしますけれども、なかなかそこまで踏み切れないという状況にあります。しかし、この場合、Sさんの次の後継受託者がいれば、自己信託も大丈夫なんです。

自己信託の場合は、基本は、S、S、S、S（委託者、受託者、受益者、そして残余財産受益者が同一人）にならないようにするのは、これは当然なんです。自己信託の中で、三者一体型自己信託というのがあるんですが、残余財産も自分に戻すというのは、これは、無効ですからやってはいけません。それ以外、このような福祉型で、どうしても助けたいBさんがいる場合、当面は、委託者Sさん自身が受託者になる。そして、Sさん自身が、判断能力がなくなったり、あるいは信託事務処理できなくなった場合に、次の後継受託者を選任するというところで、信託行為に後継受託者を何とか指定して信託の設定をやっていきます。

本当は、先生方のような資格のある人をここに後継受託者Tさんとして登場していただきたいんです。しかし、信託業法がありまして、残念ながら弁護士を選任できない。じゃ、裏の手を使うかという考えもあるんです。それは、そのときは、裁判所に選んでもらうというものです。裁判所が弁護士を選任するかどうかというのも疑問なんです。信託法62条の実際の運用、その辺、どうなるんだろうなと思いつつ、そこまで踏み切れない現状です。いずれにせよ、このスキームでは、助けたいBさんのために自己信託はできます。しかし、紹介した事例では、後継の受託者としてCさんがいますので、スキームはつくれるんですけども、信託設定まで至らない事例がかなり多いということ、福祉型の信託までが信託業法によって阻害されているというのが今の現状です。

伊東（東京弁護士会） この自己信託で、受益者Bというふうになっていて、いつから受益権を持つか等々で、自己信託だから、やはり税金として贈与税の問題が出てくる事例だろうと思いますので、それはまた税務のところの説明させていただきます。

それと、一旦、このようなケースでも、年齢が離れ過ぎかもしれないんですけども、次女Cさんというのが、いきなり最初から受託者としてかつぎ出されるというのもおつらいのかな。そういったケースには、最初、自己信託という形で始めてみて、後継受託者になっていただくというのも、一つのやり方なのかもしれません。

遠藤公証人 この種の相談は、ほとんど親御さんが70歳を過ぎています。そのとき、このBさんを連れてくる場合もあります。そのBさんは、多くは45歳か前後ですね。大体25歳ぐらいでお子さんがお生まれになって、70歳を過ぎあるいは70歳に近づきその子の行く末が心配になる。そして次の子供さんがいても、働いているので、その子に受託者をやってもらうには難し

いということで、自己信託を選んで、まずは自分がやります、できなくなったらCさんに頼みますという事例も多いかと思えます。

あと、自己信託の相談で、逆の場合もあります。建物を所有する子である委託者自身が病弱で、世話している母親の居宅を何とか確保したいということで、自己信託を設定するような事例もあります。信託は、いろいろな場面で活用できるのでありまして、これからも利用の広がりはあるんだと思えます。しかし、自己信託は、詐欺信託に結びつくことがあるので、そこは心配しております。ですから、相談の段階からいろいろ質問しながら、そういうおそれがないことを確認しています。

伊東（東京弁護士会） 次の事例、15ページの下の段、福祉型後見支援信託、任意後見支援信託というところの説明に移らせていただきます。

これは、遠藤先生のご著書の432ページの参考文例4というものなんですけれども、大まかに内容を申し上げますと、委託者Sさんご本人と奥さんのBさんを守るために、任意後見制度も併用しつつ、生活を支える収益不動産や老後のための貯蓄など、大きな財産の管理運用を信託に切り離す、受託者で管理運用してもらおうというものでございます。

本日、この第6分科会の会場にお越しにいただいている皆さんは、成年後見業務を既にたくさんお扱いであったり、関心が高い方だと思うんです。そういった方にお尋ねしたいんですけれども、被後見人を守る、財産をなるべく守るという意識では、絶対、人後に落ちない自負をお持ちだと思うんですけれども、一方で財産というのは、ただ持っていたらふえるわけじゃなくて、それまでにいろいろ工夫して築き上げてこられた財産なわけです。それを今後もそのままちゃんと保っていけるかどうかというのは、私ら法律屋が、本来、得意としているかどうかわからないジャンルになってきまして、そういったものをどうしたら有用に活用していけるかということで、お悩みになったことはないでしょうか。

もちろん、変な話にひっかかって、財産を失ったら、いろいろな不祥事とか、そういう例につながりますし、よく親族後見人の方で、不祥事というふうに言われるんですけど、私の目から見ると、本当に使っちゃ悪い人も多いんですが、それだけじゃなくて、いろいろ寄ってきた人とか金融機関で、投資信託かなんかを勧められて、うっかり乗っちゃったりとか、ふやさなきゃなという気持ちで失敗しているケースも、多いとは思いますが、そこら辺の私らは、法定後見人だから、もう定期預金にだけしておけばいいやというのだけで、本当にいいのかなという疑問を感じられた方も、もしかしたらいるのかなと思うんですが、任意後見でやっていくときに、守る一方ではないところを任意後見人の自分がやるというのもしんどいなとい

う場合に、ここを切り離して、役目を切り分けるというのが一つのアイデアとしてあって、こういうのが出てきたのかなと思うんですが、先生、いかがでしょうか。

遠藤公証人 こういう事例は、最近、契約として多くなってきております。一番適切な事例は、株式、多くは自社株です。これは高齢になりまして、自分の判断では適切に議決権行使ができないおそれが出てきた、これを何とかしっかり議決権は行使して、会社をまもり配当を受けたいというような考えがある場合に活用します。文例4ですとSさんにこれがある場合です。信託ですと、その考えを実現する契約内容にしておけば、それに従いいろいろな運用ができるわけです。しかし、後見ですと、果たしてSさんの思いが実現できるかという、ほとんど不可能なのかなという気がしております。やはり後見制度もこの信託も、自己決定権の尊重という意味で同じだと思います。その中で、特に残存能力の活用という面からすると、少しでも残っている部分については、その本人の能力を活用して、本人の思いを実現していこうというのが、やはり後見的支援機能を活用する信託ではないかなと思います。先ほどの株式の信託の場合は、議決権の行使のその部分だけは、先ほど説明がありました指図権を活用する、Sさん本人にその指図権を与えまして、その指図を受けて受託者が株式の議決権を行使するという仕組みにした信託を使うということです。

それから、後見制度では、多分ほとんどできないと思われる、先ほど申し上げたような新たな建物の建築、アパートつき自宅をつくるというようなことも、信託でしたら可能だと思います。いろいろな面で、後見とは違うんですけれども、後見制度に近いところで、本人を支援していくという制度として活用できるわけです。この種の任意後見支援型などの信託というのは、一方で必ず任意後見制度を活用する。あるいは補助とか、そういう制度でもよいと思いますけれども、成年後見制度を利用する一方で、信託を活用するのが一番よいかなと考えます。

相談でも多いのが、自分でやれる間はやるんですけれども、自分が、判断能力がなくなった段階で信託を始める。要するに、後見制度と同じような判断能力が低下した段階で、信託を活用していくという意味で、かかる信託は、後見制度を補完する支援信託と呼べるのかなと思っております。

伊東（東京弁護士会） ありがとうございます。それで、これに関連しまして、ご紹介したい話があるんですけれども、信託と言え、新井誠先生が有名ですが、「信託法」の第3版、こんな分厚い本を出しておられますけれども、これの503ページに、任意後見結合型裁量信託というスキームが書いてありまして、それと似ているのかなと思ったんですが、いろいろなことがあるんだなというふうに、私もそれを読んで思ったんですけれども、新井先生は、信託を

とにかく普及させたいのに、信託銀行が、やってくれないというのが非常にご不満なようで、それで新井先生が考えられた任意後見とのドッキングのやり方は、信託銀行にもう不動産を受託してもらおう。しかし、信託銀行は、不動産を受託して、いろいろ複雑なことをやるのは、どうも腰が引ける。なので、任意後見人をつけておいて、じゃそれをどう運用するか、任意後見人が指図するようにしたらどうか、任意後見人が、いろいろ本人のためを考えて、意思決定して、信託銀行はしっかり預かる、そうすれば信託銀行も不動産を受けてくれるんじゃないかというような発想でのご提案のように思いますので、いろいろなところで、誰が裁量権を持つとか、またそれを逆に濫用される危険性があるかということが、こういうドッキングのケースでは、考えていく必要があるのかなというふうに感じております。

そうしますと、だんだん時間がなくなってきましたので、次に急いでいきます。

これが、ケースとしてご紹介する最後の家産承継型信託というケースでなっております。後継ぎ遺贈型受益者連続信託というものの活用した事例なんですけど、家産という言葉を聞くと、何だ、いつの時代の話なんだというふうに思われるかもしれないんですけども、実際には、午前の赤沼先生のお話の中でも出ていましたように、再婚の配偶者Bさんがいて、Sさんには、前婚の配偶者のお子さんCもしくはその孫Dという方がいる。相続になったら、皆さん、当然わかりますとおり、後婚の配偶者Bさんと前婚のお子さん方の共同相続になってくるので、仲がよければいいですけど、ともすると仲が悪い可能性もある。赤沼先生もおっしゃっていたように、じゃBさんはちゃんと暮らしていけなきゃ困るから、Bさんに全部相続させたら、今度は、Cさん、Dさんのほうに行かなくなってしまう。それもいかなものかというようなケースで、後継ぎ遺贈型の資産承継を可能にする、こういう信託の活用例があるということなんですけど、まず後継ぎ遺贈ということ自体が基本的には無理だろう。最高裁の判例では、後継ぎ遺贈遺言について、いろいろな解釈があるということまでしか言われていないので、遺言としても無効なのかどうか、私はよくわからないですけども、確かにそれをどう実現するかというのはよくわからない。

しかし、信託の場合、受益権が、どこにどう移るとというのが信託行為というもので自由にデザインできるので、受益権がなくなっちゃって、別の人に発生するとやれば、第二次相続的な場面についても、資産の移転先を定めることができるということで、信託を活用すると以前からできるんじゃないかというふうに言われていたわけなんですけれども、それでもう中身を私、全部言っちゃったような感じでなっていますが、まずこれで、先生、Bに全部相続させるという遺言を書きたいというふうに来たら、先生からはどのようなご注意されるんでしょうか。

遠藤公証人 Cさんの了承をとりなさい、将来、自分がもらえるということで、納得してもらおうということがまず大前提ですね。ほかに、遺留分に相当する財産があれば、特に問題はないんですが、ない人が時にありますので、この場合は、Bさんにとりあえず財産は使ってもらうけれども、将来はあなたに全部行くから、それで納得してということをお話してくださいと説明します。その上での信託設定の話になりますね、でないと遺留分減殺請求されたとき困りますので。

伊東（東京弁護士会） もしこれで信託までいかないでとなると、もっと悲惨なことになって、遺言で書くとしたら、Bさんに全部相続させる。Bさんは、Cさんに遺贈するという遺言は書いてくれという付言事項を書く、Cさんは、それを納得して、遺留分は減殺しないでくれという付言事項を書く、そんな形になるんでしょうけど、それだと到底納得はしていただけないので、信託ということなんでしょうか。

遠藤公証人 そうですね。あるいは、この土地と建物がありますので、土地のほうはCさん名義にして、建物を信託財産にして、Bさんに使ってもらう、そういう手もありますけれども、いろいろ考えてやるほかないと思います。

伊東（東京弁護士会） わかりました。ちなみに、この後継ぎ遺贈型受益者連続信託というのが、新しい信託法で、可能になった、可能になったと言われているんですけども、先生、これを可能にしましたという法律の条文があるんでしょうか。

遠藤公証人 ええ、先ほど赤沼先生もご説明されました91条の関係でありますね。

伊東（東京弁護士会） 皆さん、もうちょっと時間はあるか、91条をお手元で見たいんですけども、受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する旨の定めのある信託の特例ということですね。これが前提となって、後継ぎ遺贈的な受益権の承継というのが、できるということが前提となって、この規定があるんですけども、この中身をよく読みますと、何とかなの信託は、当該信託がされたときから30年を経過したとき以後に、権利を存する受益者が死亡するまで、または承継するまでその効力を有するという規定になっていまして、中身の規定としては、30年でアウトだよというのをむしろ規定しておりまして、後継ぎ遺贈のように、受益権が移転していくこと自体を書いているというより、そういうのを書いても、30年でアウトですよというのを決めてあるのがこの条文になっています。

後継ぎ遺贈というのができるというのは、解釈的に前提となった上で、それでもいつまでもずっと将来まで、ある特定の人が自分の遺産の行き先を決めるというのもいかなものかというので、30年で切ったというのが法律の中身でございますので、その点、ご注意ください。

「後継ぎ遺贈が信託の方法で認められた」と書いていますけれども、実は、以前から認められていたのがその前提となっている、それを前提とした明文の規定ができたということです。当面の資産の利用と関係者の利害、心情で争っていても解決が可能であるということと、先生からのご指摘がありました遺留分減殺というのに、注意が必要であるということが指摘できると思います。

それで、以上、わずか5つの事例の紹介だったんですけれども、信託を活用すべきいろいろな利益状況があって、信託の活用によって、それらへの対処が可能になるということ、またその場合も、細かい目配りが必要なことというのが、ご理解いただけたんじゃないかと思います。さらに、こういう信託の活用をさらに進めるためには、その受け皿である受託者の裾野を広げていかないと、もうどうしようもないという状況にあって、それを一つ何とかその中でもできないかということで、遠藤先生のほうでは、自己信託をいろいろ活用する余地がないかということで、ご検討されているということをご紹介したところでございます。

遠藤先生、長時間、お相手、どうもありがとうございました。（拍手）

すみません、続いて休憩をとる暇もなく、次にいきます。

次は、税理士の菅野真美先生にお相手いただきまして、信託に関する税務の問題を見ていきたいと思います。先ほどご紹介がありましたように、菅野先生は、「信託大好きおばちゃん」という有名なブログを書いているらしいしまして、非常に私なんか、難解でわからないようなお話も出ておられるこの分野ではエキスパートの先生でございます。

あと、会場の外で、今日、日本加除出版の「事例にみる信託の法務・税務と契約書式」という本が販売されていたと思いますけれども、こちらの編集代表、弁護士の高垣先生とともに、編集代表になっていらっしやいます。あと、最近、また教育資金一括贈与制度のガイドの本もお出しになられておられます。

会場に集まっていた先生方は、基本的な税務ということはもうよくご理解なんだろうが、私が知っている限りでは、私自身を含めて、税務の知識というのはそんなに豊富じゃないんじゃないか。正直言って、私なんか、いつも冷や冷やお寒い状態だなというふうに思っているところでございます。

それで、信託の税制というふうに言って、いろいろな本の説明とかは見ますと、本則は受益者課税信託、法人課税になるのはこういったケースというような切り口でのご説明が多いんですけれども、その前提となる知識がないと全くわからないと思ひまして、本日は、もう非常に基礎の基礎のような話をさせていただきますので、税金の話、お詳しい先生からしたら、ご不

満が残るかもしれませんが、何せ私自身も不勉強なものですから、ご容赦いただきたいと思えます。

それでは、まず一つ目、お願いします。

これは、遠藤先生のお話の第1の事例を少しいじったものなんですけれども、第1の事例は、信託行為は遺言信託になっていまして、Sさんが亡くなったときに、信託が始まる仕組みだった。これは、もう受益者さんにすぐに受益を与えたらどうなるかというふうにいじって見たわけなんですけれども、もう答えがそこに書いてあるんですけど、「贈与税が課税される！」というふうになっているわけなんですけど、まず、そもそも資産の所有権というのは、受託者のTに移るわけなんですけれども、そのときに受益者に課税されるというのが税法の考え方なんでしょうか。

菅野税理士 説明いたします。

信託の税制というのは、伊東先生、お話がありましたけれども、幾つかの課税の方法があるので、一番代表的な今日のお話にあった遠藤先生とかが取り扱われている民事信託、家族信託の事例というのは、ほとんどが、受益者等課税信託といまして、受益者に課税するというふうな仕組みになっています。これは、税制の考え方の基本では、実質的に利益を得る者、お金を得る者から、お金を頂戴しましょうという考えがありまして、これが信託の税制の基礎にもなっているんですけど、信託法によると、信託財産というのは受託者に移るんですけど、受託者というのは、信託財産から利益を受けちゃいかんというふうな規定がありまして、信託財産は、形式的には受託者だけれども、利益を受けるのはあくまでも受益者だよ。税制は、利益を受ける者から税金もいただきましょうということがあるから、利益を受ける受益者のCさんとかTさんに、税金、贈与税をかけましょうというふうになるものです。

これは、相続税法の9条の2のほうにも規定がございます。

伊東（東京弁護士会） それで、贈与税というのは、高いという雑駁なイメージが私もあるんですけど、改めて贈与税は幾らぐらいかかるんだろうというのを調べてみたのがこれなんですけれども、例えば信託の対象資産が金融資産で6,000万円あったとします。金融資産の場合、財産の評価という問題がありませんので、もう額面どおり受贈益があるわけです。贈与税額は幾らかというと、これは、アベノミクス税制で法改正があって、こういう資産課税は課税強化になりましたので、法律が再来年の1月1日から変わりますけれども、それまでは贈与税2,720万円、それを過ぎると、どういう人が受贈者かというので分かれるんですけど、縦に行く場合は若干軽くなる。それでも2,600万円ばかり、全然違うところに行く場合は、2,839万

5,000円ということで、まず、先生、これは、計算は正しいですか。

菅野税理士 正しいです。

伊東（東京弁護士会） 一瞬、見ていただきまして、私は、1カ所、間違っていたのを訂正していただいておりますので、正しいと思いますけれども、現実問題、こんなに税金を払って、わざわざ信託するということは、もうあり得ない話になっちゃうと思うんですね。

そういうことで、じゃ、まず贈与税は何なのかというので、私も余りはっきりわかっていなかったと思うので、整理してみました。個人から個人の資産が移転した場合に、税金がかかるんですけども、死亡を原因とする場合には相続税、死亡を原因としない場合には贈与税という仕組みになっていまして、贈与税というのは相続税の補完税と言われていまして、もともと相続税というのが、個人に集中した資産を再分配するんだ。富の再分配をするという税目であるわけなんですけれども、そうすると人間、必ず回避行為をとります。じゃ、死んで相続がダメなんだったら、生前贈与すればいいじゃないかというふうになっちゃうわけで、そうするともう全然抜け穴ができちゃうので、逆に贈与を捕捉して、それにさらに高い税金を課してやれ、そうするとこういう富の再分配を免れようというのは防止できるのじゃないかということで、非常に高い税率がかかるもの、1年間にもらった額から110万の基礎控除をして、非常に高率の累進税率で課税するというのが贈与税だとまとめてみたんですけども、間違っていないか。

菅野税理士 オーケーです。

伊東（東京弁護士会） ということで、贈与税が課税されるスキームというのは、基本的にはむちゃ過ぎるだろう。ただ、遠藤先生からは、贈与税を払ってでもやりたいというようなお声が時々あるというふうには聞いていますので、それは、最終的にはケース・バイ・ケースなんだらうと思います。

そうしますと、さっきのようなむちゃなスキームはやめて、受益権は死亡のときに生ずるという形にしたらどうなるかという、まず死亡時に遺言信託で信託が発効して、受託者Tさんが移り、Bが受益権を取得する。ここで、相続税と書いています。課税の税目は相続税になる。Bさんがそのうちお亡くなりになって、残余財産が、Cさん、Tさんに帰属すると、ここで相続税が課税されるというふうには書いてあるんですが、相続税に関して、私も、そんなに詳しい知識はなかったんですが、ここで相続税とだけ書いて、こちらに課税と書いてあるんですけど、「税」としか書いていないのは何でかということなんですけど、先ほどと同じように、6,000万円の金融資産があったということで、またややこしいんですが、税法が変わりますので、こう

いうふうになっていますが、まず相続税には、先生、基礎控除というのがあるんですね。

菅野税理士 はい、あります。

伊東（東京弁護士会） 今は、5,000万円プラス法定相続人一人につき1,000万円という計算なんですか。

菅野税理士 そうです。

伊東（東京弁護士会） とすると、さっきのケースでは、8,000万円に基礎控除額がいきますので、6,000万円を超えていますから、相続税は課税されないということになります。

菅野税理士 はい。

伊東（東京弁護士会） これが減るんですね。

菅野税理士 そうです。

伊東（東京弁護士会） 書いてありますので、私が言いますと、3,000万円プラス一人600万というふうになりますので、先ほどのケースだと4,800万ということになるので、1,200万残っちゃう。課税対象が1,200万円あるかといったら、そうではないというところで、先生、すみません。ご説明願います。

菅野税理士 このケース、平成27年1月1日以降になりますと、基礎控除のバーが4,800万円だから、1,200万円について相続税がかけられると思われまじけれども、実は、このスキームにおいては、委託者Aさんが亡くなった後は、まず受益者が奥さんのBさんになっていまして、日本の相続税では、奥さんが相続で財産をもらったときは、配偶者の税額軽減というのがありまして、基本的には法定相続分までもらうんでしたら、相続税はかけないよ。ただ、金額、相続財産が1億6,000万に満たないような場合は、全部もらったとしても、相続税もかけないよという規定があって、今回の場合、6,000万円だから、奥さんが全取りしても、相続税はかからないということです。

伊東（東京弁護士会） ということで、先ほどの遺言信託の形にすると、二段階に課税されて、何か不当じゃないかというふうに一瞬思いがちなんですが、不当かというような議論になるケースもあると思いますけれども、それは、本当に幾らの相続財産、それをどのくらい引き継いだかということで決まってくる問題ですので、まずは具体的にどうなるかを皆さんにもチェックしていただいて、スキームを考えていただければと思います。

それで、相続税の課税で考えるしかならうというのはもう先ほど言いました。贈与税だともう余りに高いので、それは無理ですということなんですけど、ただ贈与税に関しても、一つ知っておいたほうがいい特例がありまして、相続時精算課税制度というのがあります。これは、

そんなに資産規模が大きいと余りきかないんですけれども、そこそのケースですと、実効性があるケースがあるので、一つ送ってください。

相続時精算課税、また私がまとめて、先生に何か間違いがあったら訂正していただきたいんですが、生前贈与の課税を緩和して、世代間で資産移転を促進するという趣旨で、こういう税制があります。特別控除額2,500万円というのを控除して、それを超える部分に、20%の一定率で課税して、その贈与税をまず納める。相続が起こったときに、相続税で計算し直して、一旦払った贈与税は差し引いて計算してどうなのかということで、精算していくまさに相続時に精算する課税という制度なんですけれども、これで理解は間違っておりませんか。

菅野税理士 合っております。

伊東（東京弁護士会） 一番下に、資産の評価の基準時が贈与時になるので、不動産などの価格変動のあり得る資産については、「利害得失あり」というふうに書いてあるんですが、これはどういったことになりますでしょうか。

菅野税理士 相続時精算課税というのは、贈与時に財産をもらったときで、2,500万円までは、税金はかけなくて、超えた部分は20%課税で、もう一度相続時に、税金、相続税は計算しますよというふうな制度なんですけれども、相続時の計算のときに、評価額というのを計算しなきゃいけないんですよ、財産に基づくから。評価額というのは、現金だったら同じかもしれないんですけれども、土地とか株とかは増減します。じゃ、相続時に再計算するときの価値は、何に基づいて計算するかというと、これは、相続時じゃなくて、あくまでも贈与時の評価で計算することになります。

ですから、相続時精算課税制度というのを使いまして、一番メリットがあるというのは、贈与時の価値よりも、相続時の価値のほうが、高くなるのが明らかかなような財産をお持ちの場合は、一番価値があるかな。そうなるものとしては、価値が増減するものは、大体代表的なのは不動産と株で、不動産は、余り昔と違って右肩下がりだから、なかなか価値が上がりにくいんですけれども、例えば再開発が明らかになって、大化けするようなところだったら、価値が上がるかもしれません。株についても、将来わからないんですけれども、例えば、今は非上場だけれども、もう上場するのが確定しているとか、何かの新規事業で絶対当たるともうオーナーが確信し切っているようなものでしたら、価値はあるのかなと思います。

伊東（東京弁護士会） ということで、そもそもが、贈与税だからだめと一応、私は申し上げたんですけれども、こういった特例を利用したら、かえって有利な場合もあるかもしれない。少なくとも、相続時に精算するというので、一時的な税負担が一般の贈与税ほど高くない率に

なっておりますので、早いこと受益権を渡す必要がある場合には、一考の余地がある制度ではなかろうかと思います。

今まで言ってきたのは、信託の設定とか終了に基づいて、受益権という形で、資産が移転したり、受益権がなくなって、資産が誰かに帰属したりということの場面での税の問題だったわけですがけれども、信託財産から、もうけが上がってくる、私益が上がってくるというケースには、どうなるかということもあります。これも、もう見たら大体意味はわかっちゃうと思いますけれども、誰にどういう税が課されるか。

パススルー課税とか受益者課税信託というふうによく言うんですけれども、この問題なんですけれども、次に送っていただきますと、信託に関する収益の課税の原則は、受益者課税が原則である。菅野先生に、最初に言っていただきましたように、税金の世界では、実質的な利益はどこに帰属しているかということで、物事を見ていくということで、個人だったら、所得税という形で、所得には税金は払わなきゃいけないわけですがけれども、受益者に所得があるという計算して、課税がされるということです。

それで、「基本的にはやむを得ないだろうが」、ほかの所得と通算したり総合課税だということになると、税額はトータルでどうなるかというのは、また細々した話が出てくるのかもしれませんが、一番下の話は、午前中、赤沼先生からも触れていただいていたんですけれども、受益者への受益の還元を適切に規定した信託行為でないと、納税資金を賄えない危険性があるというふうに書いてあるんですが、これはどういった話になりますでしょうか。

菅野税理士 この受益者課税の原則の受益というのはどういうことかということ、収入が、信託財産から収入が発生するのは、受託者のところで発生して、あくまでも受益者のところじゃないんですね。税法の考え方では、受託者のところで収益が発生したら、たとえ受益者のところにその利益相当のお金が払われなくても、もう課税はしてくださいというふうなルールになっているんですね。投資信託とかは、別建ての税制で、もらったときに課税するとなっているんですが、私たちが、今、議論しています民事信託、あくまでも受託者のところで発生したら、もうそのときが課税時期ですよとなっていますので、課税でもうかっていたら、当然、税金が発生します。税金が発生するものの、お金がなかったら、払えなくて困るからというようなことをここには書いております。

伊東（東京弁護士会） ですので、信託行為、信託契約書ですとか遺言に、例えば保守運用として収益が上がってくるのも、なるだけためて、受益者には月何万円しか渡しちゃならないという余裕のない、解釈の入れられないような条項をつくってしまいますと、納税資金はどう

するんだということになりまして、そのときも、いろいろやむを得ない事由による信託行為の変更とか、信託法には規定がありますので、それを使うかしようがなくなるんでしょうけれども、ぶざまな話になってしまいますので、それは、受託者の裁量性を認めるか、納税に必要な資金は、毎月の生活費とは別建てに交付するというような規定を置く必要があるということになると思います。

さらに、譲渡所得税ということについて触れておきたいんですけども、結論からいっちゃうと、譲渡所得税が問題になるケース、個人対個人の信託は、そんなにはないんですけども、ただ資産が移ったときに、もらった人が贈与税や所得税を払うというケースと、それとケースによっては、譲った側がそこに譲渡したことで、所得が発生したということで、課税されるというケースがある。これは、我々は、なかなか発想になじみにくいところがあって、民事の事件で和解なんかするとき、うっかりすると譲渡所得税が発生するというところを見逃して、変なことになっちゃうような危険性がありますので、信託プロパーとはずれるかもしれないんですけども、触れておきたいと思いました。

これは、本当に信託と無関係な話で恐縮なんですけれども、こういったケースを見てみますと、Aさんは先祖伝来の都内の土地50坪を所有している。これを坪150万円、総額7,500万円で売り渡した。この場合、Aさんは何かもうけたんじゃないかなと思うんだけど、どういうふうに税金が課されるかということなんですけど、次、お願いします。

譲渡所得税というのは、資産が値上がりしたことによる利益、キャピタルゲインに所得税を課税する制度で、「先祖伝来の」ということですので、いつ買ったなどというのがわからない土地ですから、こういう場合、どうするのかというと、売った額の5%が仕込み値だというふうに見ることになっているようです。あと、譲渡費用とか、いろいろな経費として認められるものもあるんですけど、それは無視しますと、あと税金のかけ方ですけども、ほかの所得とは分離して、長期譲渡の場合、所有期間5年超の長期譲渡の場合、分離して、国税15%の地方税5%ということですので、95%に25%なので、譲渡額の19%、7,500万だと1,425万円というのが、譲渡所得の国税、地方税トータルの額というふうに書いてみたんですけど、先生、これで間違っていないですか。

菅野税理士 合っています。

伊東（東京弁護士会） こういう税金が譲った側に入ったお金にかかってくるということで。信託にかかわって、譲渡所得税が課税されるのが、どういうケースがあるかなというふうに見ますと、贈与税や相続税が課税される場合には、課税はない。何となれば、贈与や相続と

というのは、無償で移転して、対価というのは払えるわけじゃないですから、譲り渡した人に所得というのがあられるわけじゃないということになるわけです。ただし、逆に贈与や相続で資産が行ったときには、次の人が売るかもしれない。そのときには、仕入れ値幾らだといったら、前の人の仕入れ値をそのまま持ってきて計算する。取得価格を引き継ぐという言い方で正しいでしょうか。先生。

菅野税理士 はい、そうです。

伊東（東京弁護士会） そういう形になっております。いずれ、外部に譲渡したときには、ずっと以前の仕入れ値で差額がもうけでしょうという形になってくるわけです。個人から個人の信託設定の場合は、上に書きましたように、多くは贈与税や相続税の問題になります。ただ、例えば親族で資産管理会社があって、そこが、譲り受けるということがいいじゃないかというようなケースもあつたりすると、この場合が一番怖いケースで、みなし譲渡所得課税という実際には無償で移転していても、有償で移転したとみなされて税金がかかってくるんじゃないか。

菅野税理士 個人が法人に譲渡というか贈与した場合も、所得税という法律では、法人はただでもらう、法人は、経済取引を前提でしか取引しないから、ただでもらうなんていうことは絶対ない。ですから、法人が相手の場合は、ただであげたとしても、時価で譲渡したものとして、個人側で税金がかけられるというのが一つあります。

伊東（東京弁護士会） 実際、譲渡対価が幾らというふうに、入金がなくとも、税金だけかかってくるということで、あと法人のほうには、法人の収益としての課税がある。

菅野税理士 そうですね、法人は、先ほども言いましたように、経済取引の上で利益を目的として存在していますから、ただでもらうようなものはないということで、価値のあるものは、時価でもらったものと税制の世界では考えて、それでも税金をかけるというふうな仕組みになっております。

伊東（東京弁護士会） ということで、こういう関係は、下手な発想でスキームをつくると危ないので、もう必ず税理士さんと相談しなきゃいけない。さらに、この法人が同族会社だったような場合には、今度、同族株主の株の評価益の増加分に贈与税もかかるという話も聞きますけど、そういうことはあるんでしょうか、先生、適正かどうか議論のある課税方法のようですけど。

菅野税理士 そちら辺は、もうグレーゾーンということで、ご想像にお任せいたします。

伊東（東京弁護士会） 一応、国税庁が課税する前提のタックスアンサーを書いているというふうに読みました。なので、恐ろしいスキームをうっかりつからないように、皆さん、気を

つけていただきたいと思います。

最後に、「後継ぎ遺贈と受益権複層化の課税」というふうに書いてありまして、これも、午前、赤沼先生もこの点をお触れいただいていたんですけれども、「受益権複層化」というのは、先生、どういうことを言うんでしょうか。

菅野税理士 受益権といいますのは、権利ですから、いかようにも契約で切り分けることができるんですね。普通は、金太郎あめのように、同じ輪切りで、同じ顔が出てくるように切るのが普通の考えなんですけれども、信託の受益権というのは、違うような種類の受益権で分けることができるわけです。例えば、不動産の場合でしたら、賃料は誰かさんに渡す。信託契約が終了したら、それはまた別の誰かさんに渡す。株の場合でしたら、配当は誰かさんに渡す。でも、信託が終了したら、元本はまた別の人に渡すというふうに、受益権の中身が違うようなものも、設計することができて、こんな信託はつくったことを受益権の複層化というふうにいます。

伊東（東京弁護士会）これが遠藤先生のところで出た事例で、あれは、Cさんと、さらにお孫さんのDさんというのも書いていたんですけど、簡略化してCさんだけにしましたが、収益受益者が後妻さんのBさん、残余財産の受益者が先妻さんのお子さんのCさんという場合に、収益受益者、元本受益者、収益受益権、元本受益権というふうに、受益権が複層化されているケースなんですけど、このときにどういう課税がされるかについて一つ送ってください。

まず、信託を設定したときに、再婚の妻B、当初の収益受益者、この人が全部を得たとみなして、Bさんに死亡原因としてですから相続税が課税される。Cさんには、課税がない。今度、Bさんが亡くなったときには、CさんがBさんから相続したかのように、課税がされる。あと、親族関係によって、これは相続税の基本的な話のようなんですけれども、養子縁組とかはしていなければ2割加算にもなっちゃう。ということで、これはもう書いてあります。相続税法9条3というのに、こういう規定があるようなんですけれども、特にBさんは、それこそ収益受益で得るだけなのに、相続税がかかってくるというのは、どう考えてもおかしいんじゃないかなという気もしないでもないんですが、いかがなんでしょうか。

菅野税理士 私も、おかしいな、おかしいなと思っているんですけれども、お上のほうは、おかしいというやつがおかしいというふうな考えがありまして、お上は、いろいろな資産承継というのは、何も信託だけじゃなくて、昔からあるような相続とかもあって、それらとバランスをとって、信託だけが、特殊なことをするのはまかりならん、そんなことをしたら、まともでもないのがいっぱい出るということで、じゃ相続のほうはどうなるのという、相続によ

り財産をもらった人は、そのもらった財産について税金をかけますよ。たとえその財産をもらって、何もせずに置いておいて、利益も何もとらない、放ったらかしに置いておいても、でももう財産をもらったものとして課税するよ。なのに、信託だけが何か特殊なようなことをしたら、みんな、みんな信託は使い始めて、今までのこの課税が壊れてしまうんじゃないかなというふうなことがあって、恐らくこういうふうなおかしな意味、不思議な課税したと思います。

でも、考えてもらいたいのは、普通の相続の場合は、もらった人は、財産を自由に処分することができるんですね。放ったらかすこともできるし、それを売却して、お金にかえることもできるし、利益も、好きなだけとることもできます。でも、信託の場合は、最初に信託の契約とかで、使い道までも設定されちゃうわけなんですね。今のケースだったら、再婚相手の奥さんは、絶対に生きている間は、細々と賃料収入しかもらえない。でも、相続と同じように、財産は全部もらった、そんなふうにして課税されちゃう、やっぱりこれは変かなと思うけれども、今のところは、今お話ししましたような税制になっております。

伊東（東京弁護士会） この点は、日弁連も、かねてから問題にして、いろいろ意見を出したりしているところですし、午前の赤沼先生のお話でしたら、信託協会のほうからも、どうにかならないかという話もあったようですけれども、いかんせん、どうやったら上手にできるかというのがわからないようなんですね。国税の考え方は、逃げ得は許さん、逃げられるぐらいだったら、酷なことをするという発想のようですので、とにかくこういうケースを考えた場合には、Bさんの納税資金は、どうやって捻出するかというのをスキームに折りこむ必要があるかもしれない。ただ、配偶者の税額軽減の制度、先ほど説明がありましたとおり、相当高額の資産でないと課税されないこともありますので、そこら辺で、バランスをとって整理していく必要があるんじゃないかと思います。

もう本当に駆け足で申しわけなかったんですけども、とりあえず人によっては、何でこんなあほらしい話を言っているのかというぐらいの基礎の基礎の話だったんですけども、私も、改めて勉強してみて、まだまだ知識が不足しているなというふうに感じたところです。

ここで、今日配付の資料の中で一つ説明しておきますと、いろいろな世の中の信託の商品とございますか、事例、資料を特に伊庭先生のほうでご手配いただいて、方々からもらってきまして、よそでは、どんなことをやっているのかと知っておく必要がありますので、配付させていただいております。その中に、生命保険信託というものの紙が、3枚ぐらいになっているんですか、あります。これは、プルデンシャル生命という生命保険会社と三井住友信託銀行がタイ

アップしてやっているもので、要は信託でお金を細々払っていくということなんですけど、それを生命保険にして、死亡保険金を信託財産の原資として、分割交付の信託を回していくということです。何か積極運用したりとか、トリッキーな配付方法があるというわけじゃないんですけども、何回も事例とか説明で出てきていますように、身につかない財産を一気に手にすると、危ないことが起こりやすいということに対して、細かく渡していくというだけでも、十分意味のある信託なんだろうなと思います。

それと、先生、間違っていたら言ってください、生命保険の場合は、法定相続人一人当たり500万円非課税という制度があるようですので、これが、生命保険を使わないでやるケースよりは、節税になるという特色があるようです。それなのに、このブルデンシャル生命さんの生命保険信託の課税関係というのには、それがはっきり書いていなくて残念なんですけれども、500万円で、法定相続人が、そこそこ数がいますと、やっぱり税額が相当変わってくると思いますので、生命保険を活用するというのも、世の中ではやられている。

これについての三井住友信託銀行さんの生命保険信託型安心サポート信託というのも、資料に入っているかもしれませんが、後でご確認ください。

じゃ、長々とすみませんでした。お疲れだと思いますけれども、ここで休憩、よろしいでしょうかね。

前段はここまでといたしまして、10分間休憩、再開が2時56分からということでさせていただきます。お疲れさまでした。

(休 憩)

司会(中根) では、時間となりましたので、午後の部を再開いたします。午後の部、最後のプログラムとなります。

改めて、パネルディスカッションの第2部ということになります。パネリスト及びコーディネーターの皆様をご紹介いたします。

まず、皆様から向かって右側の大きなテーブルから、第1部に引き続きまして、東京法務局所属公証人、遠藤英嗣先生をお願いしております。

また、そのお隣、同じく第1部に引き続きまして菅野真美税理士をお願いしております。

続いて、そのお隣は千賀修一会員です。千賀会員は、東京弁護士会に所属され、公益財団法人千賀法曹育英会理事長、東京弁護士会家族法部会委員、東京家庭裁判所調停員などを務められ、多方面でご活躍されております。また、株式会社虎ノ門サポート信託を設立され、現在、代表取締役を務められております。虎ノ門サポート信託さんのパンフレットに関しましては、

皆様に、本日、配付した資料の中に入れてございますので、どうぞらんください。

続きまして、そのお隣、高橋倫彦様でございます。高橋様は、現在、ベルニナ信託株式会社
の取締役を務めておられます。40年以上にわたって信託業に携わり、平成9年よりプライベート
バンキングの業務に従事され、個人が信託を設定し、その家族を受益者とする、いわゆる家
族信託は多数設計しておられます。ベルニナ信託株式会社様の会社概要につきましても、本日、
配付した資料の中に入れてございますので、どうぞらんください。

パネリスト、最後のご紹介は青木佳史会員です。青木会員は、大阪弁護士会に所属され、同
会高齢者・障害者総合支援センターひまわりの創設以来、高齢者・障害者の権利擁護の実践に
取り組まれ、成年後見人等を多数担当されておられる高齢者・障害者問題の専門家でいらっし
やいます。現在、日弁連高齢者・障害者の権利に関する委員会事務局長であり、また日弁連高
齢社会対策本部にも所属されておられます。

最後に、コーディネーターは、第1部に引き続き、東京弁護士会所属、伊東大祐会員にお願
いしております。

それでは、皆様、よろしくお願いたします。

伊東（東京弁護士会） それでは、後半にまいります。

前半では、遠藤先生、菅野先生に、信託活用スキームの実際と税務面での注意点をご教示い
ただいたわけですが、後半は、信託を受託者の立場で担っておられる方々や高齢者の権
利擁護に造詣の深い方にも加わっていただきまして、実際に信託活用の場を広げていく道筋は
模索したいと思っております。

まず、基調講演でも触れられましたとおり、現行の信託業法を前提としますと、私たち弁護
士が、当然に信託を受託するという形にはなっておりません。信託の引き受けの営業は、株式
会社である信託会社が行う。その財政基盤や組織体制に厳しい基準があって、登録、免許を得
て行うことにされています。

最初のスライドを見ますと、信託会社の参入条件というふうに書いてありますが、いわゆる
管理型信託業でも、最低資本金は5,000万円以上、これも、5,000万円じゃなかなかオーケーし
てくれないというお話がありますけれども、運用型だと1億円以上ということが要求されてお
ります。お金だけ集めればできるのかというと、そうではなくて、その他というところで、業
法何条、監督指針などが書いてございますけれども、先ほど皆さんにお配りした黄色い表紙の
法令資料に、この監督指針なんか載っていますので、後でぜひ見ていただきたいんですけれ
ども、非常に厳しい規制がかかっています。

では、信託会社というのは実際どれくらいあるのかといいますと、兼営法、正式には金融機関の信託業務の兼営等に関する法律というのに基づいてやっている信託銀行やその他の銀行等を除きますと、信託会社としてやっているのは、ことしの7月31日段階の金融庁のデータですけども、全16社にすぎないということになっています。運用型が関東財務局だけしかなくて7社、管理型は、関東・近畿財務局は合わせて9社という極めてまだまだ少ない状況でございます。本日は、この中から、運用型1社、管理型1社の信託会社の関係者にお越しいただいております。

一つは、運用型のベルニナ信託様、高橋取締役の会社でございます。もう一つは、管理型で、管理型のこの会社の中で、唯一弁護士会社、虎ノ門サポート信託の千賀先生でございます。

それでは、まずベルニナ信託の高橋様にお話を伺っていきたくと思います。よろしく願いいたします。

先ほどご紹介がありましたように、高橋様は、1964年、東洋信託銀行、現在の三菱UFJ信託銀行に入行され、同行の海外支店長やその他の重職を歴任されまして、また外資系の信託銀行や証券会社などで役員などを務められました。信託業界に50年近く、プライベートバンキングには15年以上従事されていらっしゃいました信託のエキスパートでいらっしゃいまして、現在、ベルニナ信託で個人向けの信託の設計をやっていらっしゃるということです。先ほど中根先生からお話がありましたが、ベルニナ信託の会社概要というのが資料の中にありますので、皆さん、後でごらんになってください。

まず、高橋さん、御社の会社概要、先ほどのを拝見しますと、ことしの9月末現在、役職員数21人というふうに書いてありまして、私は、運用型信託会社という、何かもっと大規模な会社なんじゃないかなというふうにイメージしていたんですけども、こういった体制でやっておられるんですね。

高橋（ベルニナ信託会社） 高橋でございます。

長年、信託業界におられるわけですけども、このベルニナ信託というのは、その中で一番小さな会社ということになります。小さいというのは、いいことなのか、悪いことなのかということなんですけれども、基本的には私どもは、銀行業務はやっておりませんので、それから銀行業務以外、証券業務ももちろんやっておりませんし、そのほかのリスクアセットにかかわる部分は全くないわけですね。そういう意味で、資本金も小さくて済むし、人員も少なくて済む、つまり倒産の可能性が非常に低い、こういうことになっているわけです。

また、コストも低くしないと、安い信託報酬で受託できないということで、お客様に喜んで

いただくためにも、人員を少なくしてやっているというのが現実であります。今、会社のご紹介をいただきましたが、まず当社は、今日のテーマであります個人を委託者としまして、ご家族の方を受益者とするような最近、「家族信託」という言葉が使われているようですが、この家族信託の受託を目的としているということです。ですから、証券化信託のようなものとか年金信託のような法人信託ではなくて、本当に個人の方々の信託の受託をやるとというのが会社の目的であります。先ほど大手の信託銀行、なかなか受託してくれないというような話がありましたが、特に不動産などは、当社のほうは、個人のためにつくられた信託会社ですから、そういうのも当然やるということでもあります。

特に強調しておきたい点は2点あります。1つは、当社は、プライベートバンキングの流れをくむ会社ですので、守秘義務を徹底するという考え方です。個人のプライバシーにかかわることが、相談の内容になってまいりますし、信託の内容になってまいりますから、お客様のご相談があったときには、まず最初に守秘義務契約は結びまして、ご安心いただいた上で相談にあずかるというふうにしております。社内でも、お客様の名前は出しません。つまり、コードネームを使っている。ですから、社員の間でも、どのお客さんの話をしているのかは、固有名詞はわからないというような形にしておるわけです。稟議書に相当することも、全てコードネームでやっています。それから、当社の資本は、海外の人たちが多いため、それから社員も、海外絡みの人が多いですね。ですから、海外投資等に強いということがあります。もちろん、運用業務もやっております。

私の経歴で、先ほど海外におったという話がありましたが、アメリカにもおりましたけれども、向こうでは、個人のための家族信託の分野が非常に発達しておりますので、かねて日本でこういう業務をやりたいというふうに思っていた次第です。ですから、今回、セミナーにお招きいただきましたが、ぜひ皆さんとご一緒にやっていきたいというふうに考えております。

伊東（東京弁護士会） ありがとうございます。

じゃ、幾つか伺っていきたいんですけども、免許が平成24年4月3日ですかということで、1年少し、免許取得後、経過しておられるわけなんですけれども、案件の数、具体的に伺っていいかどうかかわからないんですけども、もう相当多数の案件をやっていらっしゃるということになりますでしょうか。

高橋（ベルニナ信託会社） 数字的には、まだ非常に少ないですね。皆様にお話し申し上げるのもはばかれるような数字かと思えます。ですが、この家族信託の分野というのは、皆さん、非常に関心が高いようでして、ご相談が非常に多いですね。特に、士業の方、税理士さん

のほうからのご紹介が非常に多いです。それから、税理士さんのほうからこの事例を研究したい、説明に来てくれというようなお話が非常に多いです。大きな税理士法人ですと、社内セミナーということですが、そうでないところはこの団体のセミナーですね。弁護士さんからのほうは、東京のほうで若干ありますが、まだ余りありません。アメリカのケースで言いますと、アメリカのそういう家族信託絡みのコンサルティングは、税理士さんよりも、むしろ弁護士さんが中心にやっているわけですね。ですから、日本においても、そういう時代が来るのではないかというふうに、私は思います。

ぜひ手がけていただきたいと思います。

伊東（東京弁護士会） コンサルティングというのは、個々の案件で、大体平均してどのくらいの時間をかけてやっていらっしゃるというのはありますでしょうか。

高橋（ベルニナ信託会社） これは、やはり1年ぐらいはかかりますね。というのは、信託のアドバイスをするに当たっては、家族の構成ももちろん、それから資産の内容その他、全体がわからないと、適切なアドバイスができないですね。それから、お客さんのほうは、これは日本人特有だと思いますが、余りご自分のことをお話しになりたがない。ですから、少しずつわかっていくというのが現実です。その場合も、銀行とか証券会社のような金融機関の人にはなかなかしゃべらないですね。ですけれども、専門家ということでしたらお話をいただけることが多いです。

多くの資産家の方は、税理士さんや弁護士さんに、非常に信頼を置いておるわけです。私も、お客様を訪問するときは、信託会社の社員ということではなくて、むしろコンサルタントという立場で、あるいは信託の専門家という立場で、お客様に接しまして、相談に乗るということです。そうすることによって、お客様も真剣にお話をいただける。我々のほうも、コンサルティングフィーをいただくわけですから、信託報酬とは別にもらうわけですから、当然、真剣にならざるを得ない。それから、また逆に投資信託を売るというような場合ですと、売らんかなということになるんですが、こういうコンサルティング業務は、別に信託してくださいとお願いする話ではありませんね。ですから、お客様に頼まれて、こういうふうにしたらいいいじゃないですかと申し上げますが、じゃそれでやってくださいというふうにこちらのほうからお願いすることはありませんので、全く受け身の立場でやっておりますから、時間が非常にかかる。

しかし、それが一番いいのではないかというふうに信じておるわけです。

伊東（東京弁護士会） わかりました。ざっくりと、どういう顧客で、どんなことをしてい

るかということで、まず信託財産は、金銭とかだけじゃなくて、不動産なんかも含む、あと自社株とか、そういうものも多い、そんな感じですか。

高橋（ベルニナ信託会社） そうですね、銀行や証券会社は金銭を預かるということですね。保険会社も、金銭でこの保険を掛けるというわけですが、私ども信託の業務のほうでは、金銭以外のものも、当然、受託できるということになります。皆さん、ご存じのように、その相続財産の中で、資産の中で主要な構成財産は、不動産でありますし、自社株であることが多いかと思えます。ここの部分を我々是对応するという考え方でありませう。

それから、先ほど言いましたように、海外のものもやります。海外に投資したけれども、焦げついてしまったとか、ことしの年末を基準として、国外財産調書を出さなきゃならないんですけれども、海外に資産を持っていらっしゃる方は、報告をどういうふうにしようかと悩んでいらっしゃる。いろいろな悩みがありますね。我々は、そういう金銭はもちろんです、金銭以外のものの相談にもあずかるという立場であります。

伊東（東京弁護士会） 受託される資産の規模、金額的にどのぐらい以上とかいうのはございますでしょうか。

高橋（ベルニナ信託会社） これは、我々、商業ベース、つまり営業としてやっているわけですから、家族の方が受託者になるようなケースと違って、採算がとれないと困るわけですね。ですから、おのずとフィーは高くなりますので、受託財産額も、やはり1億円以上はないと、採算がないかなという感じがいたします。我々は、財産額に対して一定のパーセンテージというよりも、ミニマムフィーがあればいいというふうに考えておりますし、それからお客様によりましては、別に信託は結果的にしなかったけれども、コンサルティング料だけでおしまいになるというケースも結構あるわけですね。

伊東（東京弁護士会） ただ、1億円というと、大きな金額ではありますけれども、賃貸経営を複数と所有物件がおありになるような方だと、もう該当してくるようなケースも多いと思えますので、そういうケースでもお願いできるとなると、皆さんのいろいろなご相談にも生かせるのかなというふうに思えます。

じゃ、先に進みますが、これは、次のスライドなんですけれども、ベルニナ信託様のほうで、顧客に対するセミナーなんかで使われている資料をそのままお借りして、そこから図を切り取ってきたものなんですけれども、高齢化に対応した資産承継ということで、収益不動産に関して信託する。そこからの収益を受益権という形で、もとは委託者のほうに入っていて、相続が発生したときには、その相続人に対して受益権として承継していくという形のスキームになっ

ています。

一つ進めてください。

今のようなご提案されるについて、これも、下のほうにベルニナ信託株式会社と入っているとおり、セミナー等でこのようなことをお伝えされているということです。資産家の高齢化による判断能力の減退への対策として、成年後見、任意後見制度と信託というのを対比してご説明されているということなんですけれども、「できること」という欄に、後見人は「身上監護ができる」、確かにこれは有意点であると思うんですけれども、信託には死後の資産承継というのも対応可能という特質が指摘されています。

じゃ、一つ進めてください。

これが、遺言による資産承継の問題点ということで、事前に高橋様のほうからいただいたメモですけれども、私のほうでまとめさせていただきますと、まず第1は、遺言書というのを書いてもそのとおりにならないことがある。第2は、じゃ執行をきっちりやってくれるかといったら、サボタージュしてやらなかったり、家族から執行を妨害するようなことが起こったりする可能性もある。第3が、資産を遺言者の倒産からの隔離ができない。債権者による差し押さえ、担保設定等という可能性がある。第4には、対象資産の管理運用というのが、なかなか困難になってくることがある。第5が、後継ぎ遺贈というのができない。第6が、承継した後の受益者が浪費してしまって、せっかく資産を譲り渡しても、それが、散逸してしまう危険性があるというようなことをご指摘いただいて、それに対応するものとして、信託ではこのようなだということをご説明されているということです。

このような説明されて、ただ日本の場合、資産の名義自体、変えてしまうということには、非常にやはり基本的な抵抗があると思うんですが、お客様というか、ご相談される方が、こういった説明を聞いて、スムーズにご理解いただいておりますでしょうか。

高橋（ベルニナ信託会社） この問題は、後で触れようかと思っておりましたが、確かにありますね。私どもがコンサルティングしているケースにおきましては、この信託の何たるかということを最初に詳しく説明申し上げまして、ご納得いただいております。ご存じのとおり、お客様のほうは、所有権の絶対性という神話、これは、ドグマと言ったほうがいいのかもかもしれませんが、それを信じていらっしゃる方が非常に多いです。現実には、民事信託、民事信託というのは、受託者が親族なんかの場合に、特にアメリカで行われているような信託の場合には、悪用されているケースが非常に多いわけですね。ですから、名義を移してしまうと、非常に危険だということがあります。

ですから、ご心配されるのも、無理がないのではないかと思います。商事信託は、信託会社が受託者になるようなケースの場合は、例えば不動産であれば、信託の登記をすれば、それをやるのが義務づけられているわけですね。ですから、必ずやる。ですから、仮に受託者のほうが、それを転売してしまったとしても、勝手に転売してしまったとしても、権限違反を問うことはできるわけですね。つまり、受益者サイドのほうが、その場合は、取り消すことができるわけです。こんなことは、普通は所有権を移転したらできないんですけれども、新たな所有者から取り戻すというようなことはできないんですが、信託の登記がしてあれば、これができちゃうわけですね。非常に強力だと思います。

それから、先ほど菅野先生からもお話がありましたが、信託の設定というのは無償譲渡でありますね。これは、実質は移転していないというわけですから、贈与税はかからないわけですね。消費税でもかからないです。ですから、そういうように実質を考えると、法律的にも受益者の保護は厚いし、税金的にも非常に厚い形になっているので、十分ご納得いただいております。ですから、一般の方々には、そこら辺のところは、例えば法律のことはご存じないわけですから、ご心配されるのも、無理はないと思いますが、その辺は弁護士の先生方からよくご説明いただければと思います。

伊東（東京弁護士会） ありがとうございます。今お話に出てきました信託の登記ということ、一応、皆さん、もうご存じかどうかわかりませんが、信託を設定した場合には、信託設定行為による所有権の移転の登記と、あと信託の登記というのがされることになります。これについて、今日、虎ノ門サポート信託様の資料の一つとして、千賀先生の事務所の虎ノ門トラストという事務所法が入っていると思うんですけれども、これの後ろのほう、13ページを見ていただきますと、信託の登記というのはどんなものかというのが、実例がわかります。案外と本もそんなになくて、たまたま行き当たらないと信託登記は、皆さん、見たことが余りないんじゃないかと思うんですが、こういった形で、特に信託目録に、信託の目的、管理方法、終了事由、その他ということで、法定の登記事項が登記されておりまして、これらが公示されていることで、いろいろと受益者を守ることが可能になっているというご指摘だったと思います。

スライドを進めてください。

先ほどは遺言との対比を申し上げておったんですが、さりとて、遺言でなきゃできないことも当然あるわけで、身分行為なんかは、信託ではできませんので、相互に補完するということで、どちらが、有意があってというような話じゃなくて、どちらも重要であるという形で、お

お客様にご説明されているというふうに向っております。

高橋様，どうもありがとうございました。

それで，ここで，信託というのが，先ほど来，成年後見の制度の利用とどういう関係になるのかなということが何回も出てきておったわけなんですけれども，その関係で，今日，大阪弁護士会の青木先生にお越しいただきまして，青木先生からは，今日の配付資料，私のほうで準備が間に合わなくて別刷りになってしまいました，当日追加資料という「パネルディスカッション 青木発言用」という別の資料が出ております。

こういう信託という制度を前提として，高齢者・障害者の権利を擁護するという観点からの見方で青木先生のほうからご説明いただきたいと思います。一旦，青木先生のほうで，進行をお譲りしますので，よろしく願いいたします。

青木（大阪弁護士会） 青木です。よろしく願いいたします。

今日は，大きい視点としては，ここに書いてありますように，財産管理能力の十分でないご本人さんたちのために，いかにこの信託スキーム等を含めて，法制度を活用していけるかということが課題なわけです。そのために，従来は，2000年の民法改正以降，成年後見制度がその主たる役割を担うのではないかということで，10数年間活用を進めてきました。私も，今まで何十件かの法定後見と任意後見を担当し，任意後見も，現在も五，六件くらい契約しています。その実践においては，ご本人さんの意思の尊重やご本人のためにどうあるべきかを非常に重要なものとして進めていますが，一方でこの制度の限界とか，あるいは不十分なところというのも実感してきておりますので，そのあたりも含めて，少しお話をできればというふうに向っております。

最近，私が任意後見契約をした方のケースで，まだご本人はお元気ですけど，驚きましたのは，私に相談いただく1年ぐらい前に，某銀行から，「〇〇信託」という商品，具体的に言ってしまうとどの銀行かわかってしまうので，「〇〇信託」にしておきますが，ご本人の定期預金が1,000万ありましたものをぜひ信託にされたらどうですかということで，1,000万そっくり解約した上で，信託に移しておられました。ご本人さんにこの定期預金はどこに移したんでしょうかと聞いたら，わからないというので確認したら，「〇〇信託」に1,000万としていたんですね。その商品は，入院したときとか施設に入ったときなど特定目的の場合にだけ出金することができる，そういう信託だったわけですね。ご本人さんは全く理解していなくて，私が任意後見契約を結びまして，私がそのような事態になったら，その信託の出金なども手続をするということになったからいいようなものの，もしこのままどなたもいなければ，その方は，家

族さんがいませんので、あの1,000万はどうなったんだろう、ということで使われずに終わっていたと思います。実際、入院したときも、ご本人が手続できず、もちろんヘルパーさんやケアマネジャーさんが、出金できるものではありませんので、そういう実際に必要となった場合にどのような支援があって信託を活用できるのか、というところに目配りのないまま、ただ営業成績のために商品だけ売ってしまう銀行なのかな、ということ、非常に疑問に感じたケースです。

本日、ご登壇されている先生方は、そのようなことに非常に目配りをされて信託スキームを活用されている先生方ばかりであります。やはり民事信託を考えると、肝心のご本人さんが、将来、どんな場合に、どういうふうに信託を活用できるのか、ということに関するきちんとした配慮とそれにみあった支援態勢を提案していただかないと、その商品がひとり歩きしてしまうという危険を持つということを感じました。そういうことも含めて提案できるのが、我々専門家、プロの使命ではないかというふうに考えています。

さて、振り返りますと、2000年にできました新しい成年後見制度というのは、ご本人さんの財産活用につき、特に判断能力が十分でなくなった方を想定しながら、これを柔軟に使っていかうということを目指して、もちろん保護的な側面と両面を備えたものとして、運用していかうということになりました。その趣旨はこの10数年である程度は浸透してきていて、このように年々1割か2割ずつ増加して活用されていきまして、年間に3万件を超える新規案件が登場してきているわけです。ただそうはいっても、ニーズに照らして十分に活用はされていないということもありますし、またいろいろな課題もあらわれてきています。それは、信託を考えると非常に重要な課題の一つですので、そのことを視野に入れないといけないというふうに思っています。

一つは、家族信託を考える上でも大事ですけれども、親族後見人さんが十分にその役割を果たしてこられていないという課題です。たくさん親族後見人の不祥事案件が出ていまして、その要因はいろいろなんです。そういう問題への配慮、これは裏返しますと、非常に大きな権限を後見人さんが持つてしまうことによる、そしてそれに対するセーフティーガードが十分でないことによる問題点でもあるというふうに思われます。

二つ目に、改正法ができたときには期待されていたご本人さんの自己決定尊重とか、残存能力を活用しようとか、そういった面について、果たして今の後見制度がどこまで期待に応えられているのか。特に、身上監護と言われる生活支援の面で、十分な手当てができていないかという反省もありまして、最近の国際的な議論では、成年後見は、余りオールマイティーにするの

ではなくて、今日の午前中の赤沼先生のお話にもありましたが、ご本人さんの意思決定をなるべく支援して、できないところだけ代用していくというのが、障害者権利条約の12条の規定もあり、世界的な成年後見制度のあり方になっていっておりますが、民事信託を考えるときにも、やはりこういったご本人さんの能力とか、ご本人さんの意思というのをどのように反映できるかということは、非常に重要な鍵を握ると思っています。

任意後見制度の活用については、期待されたほどには伸びておりませんで、現時点におきまして、昨年度で全国で9,000件程度の契約、任意後見監督が発効したのは685件という状況になっております。ここには、法定後見人に比べまして、ご本人さんや任意後見を引き受けようとする方にとってみても、難解であるとか、任意後見人さんが、私の将来のライフステージをどのように担ってくれるかがわかりにくいとか、あるいはそもそも将来のことを考えるという文化なり発想が、日本人にはまだまだ根づいていないというようなところがあります。私も、任意後見契約をこれまで十数件やった中で、ご本人さんはほとんどが女性です。男性は、将来のことはなんとかなる、自分はぼけないと思われているのか、任意後見の講演をしても、聴衆の9割は女性ですけれども、民事信託ということになれば、なおさら、詳細な難解な制度設計が必要になってくるわけですが、そこら辺についてどのように専門家がきちんとわかりやすくプレゼンテーションできていくかが同じように問われると思います。今、任意後見契約をした年間9,000件というのは、公証人役場に遺言に行ったときにあわせて勧められるとか、親族さんが任意後見人になり包括的代理権を持って活動する、そうでなければたまたまわかりやすい説明をしてくれる専門職に出会ったときだけ、というような状況になっておりまして、このあたりのことが、今後、民事信託を広めるについても、重要な課題になるのではないかと考えています。

それに加えて、成年後見制度だけでは何ともしがたいというケースが実際にはありまして、ここに書きましたような幾つかの点、すなわち、成年後見制度は精神的な障害がなければ利用できないとか、保佐、補助類型ということになりますと、活動的な方については、ご本人さんがご自分のことを自覚ができないで、自分でいろいろ散財されるなどして財産が散逸していくことを防ぐことができない面もありますし、もちろん遺言や財産の承継というところについて成年後見制度が目配りすることはできないなど、いろいろな限界があり、やはり、そこを民事信託等と相互に補完し合うということが大事な流れになるのではないかと考えています。

そういう意味で、今日の遠藤先生のお話は、いろいろと示唆の多い事例ばかりでして、後見業務をたくさんやってきた者からしますと、そこは後見制度を使えば十分いけるんじゃないか

とか、そこは後見制度もつけなければ信託だけでは難しいだろうと思う点多々ありますけれども、後見制度ではできない部分について十分な目配りをいただいているので、非常に参考になると思っています。権利擁護の立場、ご本人の意思尊重や利益の擁護ということからいきますと、民事信託を勧めるにあたって、いくつかの配慮すべき点をきちんと踏まえて契約内容を作成し、あるいは受託者がそれを担うという者でないと、なかなか普及が進まないのではないかというふうに思っています。

ここに書きましたように、成年後見制度というのは、ご本人さんの依頼もしくは裁判所の設定によってするわけですが、民事信託というのは、ご本人でなくて、ご本人を守りたいと思っている親御さんとかご兄弟の方が、子供のため、妻のために設定するという違いはあるのですが、究極的には、ご本人さんの利益、つまり受益者のためにするものである以上は、ご本人さんの意思の尊重をどこまで反映できるかというのは重要なことではないかというふうに思います。

それから、先ほどからも、つつい身上監護と信託というふうに分けて別のものであるかのように整理されがちでありますけれども、実際には、毎月信託から定期給付された15万円をどのように本人のために使うのか、実際に信託から給付されたものをいかに使うかということが、本人にとっては一番大事なことのひとつだろうというふうに思います。そのときに、ご本人が認知症であったり、障がいをお持ちの場合には、その月15万が、息子さんから無心されて使われてしまわないようにどうするのか、あるいは障害のあるご本人さんが、自分の生活のために、その月15万をきちんと使えるためにどう支援するのかということの手当なしには、民事信託を設定しただけではだめであるという面をきちんとやる必要があるだろうというふうに思います。

また、親御さんが自分の子どものことを思って信託されるときには、親御さんなりの思いがあると思いますが、実際には、親御さんが亡くなってから、30年、40年と、子どもは生きられるわけですから、親御さんが信託を考えた時とはさまざまな状態の変化があり、ご本人さん自身の生き方というのがあらわれてきます。そうすると、信託したいお父さんと受益者であるご本人さんの思いがずれていくことはよくあることですし、全然お父さんが予想しなかったような生活スタイルに変わってしまうかもしれません。その場合に、ご本人の立場にたって、どう対応できるのかに手立てがないと、実際のお父さんの思いは生かし切れないということにもなるだろう。このあたりを信託スキームの中で上手に手当てができるのか、あるいはその分は、成年後見制度などによって補う必要があるのかというところも、総合的に考えた制度設計

の提案が必要になると思っていますところでは。

そういう意味で、まずは、一つは、民事信託を考える場合、成年後見制度が補完的な役割を必ず担わないといけない。ですので、先生方として、例えば勧めるときにも、必ず民事信託だけではなくて、成年後見制度のことも理解していただいた上で、それぞれの功罪をよく見分けながら制度設計することが必要ですし、身上監護面でのさまざまな医療・福祉専門職との連携も大事になってきます。

もう一つは、遠藤先生の契約書を見て、非常に興味することばかりですが、信託の契約の中に、原則として、委託者と受託者の間で設定される契約であるにもかかわらず、本人さんの意向を反映したり、本人さんのライフスタイルの状況に応じられるような契約の内容あるいはそのことに応えられるような受託者の設定ということがきちんと織り込まれることが、非常に重要ではないかと思っています。冒頭でお話をした親族後見人の不祥事の件に鑑みますと、やはり家族信託の契約で、親族の方を受託者の中心にということには、そもそも限界があるように思いますが、それでも家族さんの中で受託者をお願いする以上は、その権限濫用へのセーフガードをきちりととっていただくために、我々専門家が監督人やその他の役割を担うということも、重要ではないかと考えております。

以上のようなことを総合的に踏まえて、きちんと事案毎のニーズやご家族の適正なども見ながらコンサルティングができるような専門家に、弁護士がなっていく必要があるのではないかと、今日先生方のお話をお聞きして感じているところです。

伊東（東京弁護士会） ありがとうございます。

それでは、先生、遠藤先生の事例についてのコメントというのもお願いできますでしょうか。スライドを戻したほうがよろしいですか。

じゃ、遠藤先生の1番目の事例で、これを権利擁護的観点から、コメントを入れていただけますでしょうか。

青木（大阪弁護士会） この事例で一つは、素朴に考えますと、お母様、Bさんがまだ今すぐに認知症になっておられないのであれば、Bさんが任意後見契約を長女さんと結んでいただいて、それで信託にするか、遺言にするかとありますが、遺言で財産をBさんに譲っていただいた上で、任意後見人としての長女Tさんにしていただくというのも、オーソドックスなやり方ではないかというふうにも思いますので、信託だけのスキームでは難しいのかなということを考えます。

といいますのも、このBさんについては、信託を結んだ後も、ゆくゆくは認知症になられる

ことを予測して、ご主人は心配しておられるわけですから、このBさんには、法定後見人なり任意後見人が必要になるのではないかと。そう考えますと、そのことをご主人とから早目に設定していただく。Bさんを説得して、任意後見契約をしておこうというふうにするか、あるいはBさんが認知症になりはじめた段階で、法定後見申立をご主人が申立をする。そのときは、お母さんが認知症になっておられないといけませんけども、そういうようないずれかの手当てが必要ではないかということです。そのことも含めた想定をSさん、ご主人が計画的に設定していただくということが大事かなというふうに思います。

それから、もし任意後見契約などをしなかった場合でも、この長女Tさんが、事実上お世話をしていただけるといふことなのかも知れませんが、このことを快く思わないCさんからは、さまざまな妨害が入ることも予測されるわけです。後見制度の利用でも、兄弟間の紛争で介護や財産管理の奪い合いはよくあることですので、そうしますと、今度、Tさんを守るような仕組みというものがないと、実際にはTさんが、Cさんとの関係で、お父さんの期待どおりの信託行為を実現できないのではないかと。このころも、心配がありまして、そのあたりの手当てが必要ではないかということを感じたところです。

以上です。

伊東（東京弁護士会）　じゃ、次の事例です。こちらについてはいかがでしょうか。

青木（大阪弁護士会）　これにつきましては、先ほど遠藤先生によれば法律家ではないというお話でしたが、親族の中で専門職の方で後見の専門的なことをできる方であれば、お父様の生きている間のことも、それからお母様のことも、任意後見契約をきちんと結んでいただいて、場合によっては、移行型でもいいとは思いますが、その中で財産の管理運用をしていただくということが、あり得るのではないかと。財産がどれほど複雑な管理を要するかにもよるんでしょうけれども、そういうことがオプションとしては十分に考えられますし、従来であれば、そういう発想になったかなということだと思います。遺言の問題は、いずれにしてもあるとは思いますが、そういうことがあるというふうに思います。

それから、これは信託したことを前提にして考えたときに、先ほど遠藤先生のお話にありましたが、お母様に一定の給付をするときには、お父様のときと違って、相当額というものを受託者の裁量に委ねるといふふうになされておられました。これは、先ほど私が申し上げたご本人さんの状態の変化に柔軟に対応するという意味では、非常にいいスキームだろうというふうに思うのが一方ではありますが、一方でどこまでその相当性というのを発揮できるのか、あるいはそのことについて、お母さんの意思の尊重などを反映していただけるのか、お父さんの意見と

お母さんの意見は、違うこともあります。お父さんは、いつまでも家にいてほしいと思ったけど、お母さんは、私は、早く老人ホームで集団の中で暮らしたいと思うかもしれませんので、そのあたりの違いが、財産管理や信託交付金にどうあらわれるかはありますが、そういったあたりのことで、本人さんの意向の反映とかいうことを相当性という中でどれくらいできるのか。先ほど受益者代理人というのが、そういう役割を担うのではないかというご提案もありましたので、そういった工夫も必要だなというふうに思ったところです。

以上です。

伊東（東京弁護士会）　そうですね。すみません。予定はもうちょっとあったんですけども、省略させていただきます。

それと、最後に、先生が、やはり信託が必要だなと思われた事例、幾つか事前に伺っておりますが、それをご紹介いただけませんかでしょうか。

青木（大阪弁護士会）　では、時間の関係で、1つだけ、私が今、補助人をしているケースです。補助人ですので、判断能力はかなりおありで、ご本人は精神障害がある方なんですけれども、亡くなったお父様が株式会社をつくって、ご自分の田畑の上に建物を建てて、会社として賃貸業されて、その収入で家族の生活をしていたわけですが、会社組織にして、代表取締役さえ代われればいよいよ継続性をもたせてお父さんはお亡くなりになったわけです。その後、お母さんが代表取締役を継ぎましたが、今度は、お母さんが認知症になりましたので、今度は、娘が継ぐということになりました。しかし娘さんは、精神的な疾患の影響で、非常に不安の強い方なので、自分が代取になって、その会社の経営や管理をする、その都度の判断をするというのが非常にストレスで、そのことで病気が悪化するというようなことになりました。私が、その相談を受けて、補助人になったわけです。

ただ、本来、補助人ができる権限は、代理権を付与してもらっても、会社の資産の管理はできないわけで、娘さん個人の財産は管理できますが、会社の管理するのは事実上やっているにすぎないわけですね。こういうことについて、もしお父さんが信託スキームを知っておられれば、会社組織ではなくて、信託に委託することによって、その不動産を安定的に、収入をお母さんなり娘さんに定期的に交付するということもできたかもしれず、そうするとお母さんも娘さんに何らかのサポートがつけば、特にストレスもなく、生活の安定が図られたのではないかと、それ以外の部分で本当に必要な範囲でだけ補助人になるということもできるのではないかと、思いました。そういうときには民事信託の活用がおおいにあり得ると感じました。

伊東（東京弁護士会）　どうもありがとうございました。

次に、今度は千賀先生にお話をお願いしたいんですけども、千賀先生のところは、管理型信託会社として登録されてやっていたらっしゃるんですけども、主にその登録がいかに大変だったかということで、長文でいただきましたものを私が縮めてみたんですけども、こういった厳しい規制があるというのは、やはり信託というのは、他人の財産を預かって、下手に濫用されると、本当に権利侵害に至ってしまう。裁判所が監督しているわけではないですが、金融庁が監督するということなんですけれども、このような制度の監督というもののバランスが、民事信託、家族信託を活用していくときに、どこら辺が、バランスがいいところなのか、実際にご経験のある千賀先生から伺いたいんですけど、ここの中身を先に紹介しますと、先生のところでは、まず野田愛子先生の海外視察にも同行されて、先生は非常にこの問題に意識されて、最初、NPOをつくったんですけども、なかなか集まらない。今度、まず不動産の管理というのが、たまたま虎ノ門法曹ビルで、弁護士事務所が多数入っているビルのほうを先生がやられまして、不動産管理のノウハウというのが身についたということで、これを生かさない手はない。それで、平成22年に、管理型信託業の登録を目指して、打ち合わせは開始したということです。

ところが、それが非常に大変だったということで、信託業に参入する場合、信託業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ十分な社会的信用を有していること等々という要件がございまして、登録というのは、要件を満たせば登録され、免許とは、許可とは違うんだよというような雑駁な行政法的知識もあるかもしれませんが、登録だからといっても甘くはないということで、免許または登録するときに、人的基礎の確保について審査される。この組織づくりが非常にご苦労された。財務局との交渉が50回を超えているということで、ようやく登録に至り、昨年1月から管理型信託業として業務を開始されたということでございます。

こういう厳しい規制を乗り越えて、先生のところでは業務化を図られたわけなんですけど、さりとて、今日テーマになっております家族信託、福祉的な信託というのを考えますと、果たしてここまでの規制が要るのか、それともやむを得ざるものなのか、そこら辺の先生の率直なご意見をまず伺えればと思うんです。

千賀（虎ノ門サポート信託） 私、22期の弁護士として、もうほぼ賞味期限が切れて、引退する年なんです。平成18年3月、私が代表となって等価交換方式で取り組んだ虎ノ門法曹ビルが竣工し、弁護士業務をもうやめようかと思ったんですけど、また新しいことをやってみたいということで、始めているわけです。そのきっかけになったのは、東京弁護士会の家族法部

会に所属しており、野田愛子先生の誘いで平成10年5月に、カナダのオンタリオ州の成年後見と、公認の財産管理事務所を見学しました。

この事務所は、日弁連のビルぐらいの大きなビルの中に入っていて、ほぼ日弁連と同じ20階建てぐらいのビルの2フロアから3フロアを使って、高齢者から受託した財産管理をしているんです。これを見て、私も、将来、我が国は高齢化を迎えるから、何とかやってみたいと思って帰ってきました、NPO法人はつくって始めましたが、時期尚早で、会員は集まらない、数百万の出費だけして解散しました。その後、等価交換方式により虎ノ門法曹ビルができて、当時は、株式会社虎ノ門法曹ビルという商号で事業を完成させました。その後、虎ノ門サポート信託に商号をかえています。信託法及び信託業法が改正になって、信託会社ができるということになったから、平成23年3月4日に、関東財務局へいろいろ申請を出しに行きました。最初はけんもほろろですね。なぜやるんですか、不動産管理というのは、不動産屋さんがやっているじゃないですか、それで十分でしょう。確かに、日本の場合は、信託的な行為は、大手不動産会社が30年保証とかサブリースでやっています。むしろ、大手不動産会社のほうが、信用があるところが多いんですね。問題があるところもありますけど、むしろ財産管理では、上場もしている実績があるところも多いことから、不動産管理の信託会社は原則認めないということでした。

それで、私どもは何度も交渉しまして、とにかく私は、言い出したら聞かない、徹底的にやる、そして人には頼まないという方針で進みました。ある人は、政治家に頼んで圧力はかけるとか言いましたが、一切しないで、私自身がやるということで登録まで進めました。

登録後、パンフレットもつくって宣伝しています。現在、物件は16棟、賃借人60人の不動産を管理しています。資産は、大体概算で35億ぐらいの資産になるようです。ただし、これは、ほとんどが知り合いのものでして、新しいのは、ホームページでも宣伝しています。問い合わせはありますけれども、新しく全く純粋に受任したのは2件しかありません。

1件は、税理士さんが社長をやっている。これは、東京の中心部の算定をすれば十数億の物件ですけど、これは、節税目的で、一旦、信託を組んで、受益権を譲渡すると、登録免許税とか不動産取得税がかからない、このためにやるということと、もう一人は、弁護士の紹介で、高名な作曲家の方で、自分が直接賃貸する、賃料不払いで、マスコミに取り上げられるといけなから、信託にしたいからということで受けています。これは、ほとんどもう賃料として、月十数万ですから、そのうち手数料は5%しかもらっていませんので、例えば15万円でも7,500円しかありません。もうこれは採算上合わないですね、今のところは。採算を度外視して

やることが、一つはやっぱり信託の普及につながるということで受任しています。

ということで、今、当事務所、うちは法律事務所と両方でやっているから、これが成り立つんですけど、ほかの信託会社も聞いてみますと、信託報酬だけでは赤字で、ほかの収入で補っているというのを聞いています。高齢者社会を迎えて、我が国において福祉型信託制度が必要だと思います。衆参両院の附帯決議で、とにかく福祉型の信託をするについては、その担い手として、弁護士とかNPO等の参入を書いているわけです。

現在の信託業法は、何兆円というような資産を扱うのと、当社がやっているほんのわずかなものと同じ免許である必要はないと思います。特に福祉型信託の場合は、扱う資産の上限を決めればよいと思います。船も、20万トンぐらいの大きな船と、100トン以下または小型のボートぐらいの運転免許があるように、信託業に関してもそういう免許にすればいいんですよ。その場合には、ただし、弁護士だから信用が置けるという時代ではなくなって、いろいろな事件が起きています。ですから、これは弁護士だけじゃないです。私が申し上げたいのは、やはり弁護士だけじゃなくて、税理士も司法書士も社会福祉法人もありますけれども、これを個人でやらないで、法人に与える。それも、法人であれば、例えば一人法人はダメです。一人法人は一人ですから、3人とか5人というふうにすれば、お互いに牽制し合うし、弁護士が3人集まれば、これは無限責任ですから、3人とも財産が没収になるようなことは普通しないわけですよ。税理士さんでも同じだと思うんですよ。だから、そういう提案して、具体的にこれを実行できるような理想に近づける、そういう提案をやっぱりしたほうがいい。そうすることによって、受託者をふやすというのは、もうこれが絶対なんです。受託者をふやさなかったら、この制度、ふえないです。たくさんふえれば、今の登録したところもみんなよくなるんです。ということで、私どもは、頑張っているのは、全国に皆様方が、そういう形でこういうのが必要なんだという声を挙げていただいて、日弁連も動いて、こういう形なら受託者になるよ。今は、弁護士も税理士も皆さん、受託者になると、わずかな件数を受けたんでは、採算は合いません。ですから、ある程度の規模が要るんです、何をやるにも。ということで、私が本日与えられた宿題は、自分の実情を話すとともに、弁護士がもっともっと取り組むためには、どういう形でいいかという提言も一つさせていただくというのが一つでした。

こちら辺で一旦切りましょうか。よろしいですか。

伊東（東京弁護士会） 一旦というか、もうほとんど先生に話していただいたようになってしまったんですけど、すみません、私の仕切りが悪くて。

いろいろなお話を伺いましたが、一つは、今の金融庁の規制というのが、我々が目指そうと

しているようなものには、やっぱり合わないというところがあって、採算性を確保するのも、非常に難しい部分がある。でも、先生は、頑張っってやっていらっして、後に続く者よ、来いというふうに言っていたらいるんだと思うんです。

そこで、一つ先生のほうから具体的な話が出ました。一つは、受託資産の上限を限ったような別建ての制度が構築できないかというお話、それと先ほど前にもありましたけれども、最低資本金規制とか、そういった形の具体的な金額での信用補完というよりも、弁護士が複数関与して、それが、弁護士法人という形なのか、また別個の法人格みたいなをつくるのか、組合なのか何なのかは、いろいろ方式があると思いますけれども、無限責任を追う弁護士が複数関与して、相互牽制して、信用相互補完するという形での受け皿の受託者というのを観念できないかというようなお話だったと思うんです。

今日、このシンポジウム自体で、何か具体的にこういう新しい制度が検討できるという提言を出すという予定ではないのですけれども、このシンポジウムを検討するに当たりまして、ぜひともここに集っていただきました皆さんが、各地に今日の話を持ち帰って、ずっと動かないままになっている信託についての我々の受け皿化というものについて、具体的なイメージを出して、弁護士だから当然できていいでしょうというような正面からのがちんこ勝負をいつまでも続けていても、恐らくちが明きませんので、絶対必要であり、我々がやるべきであり、かつできる部分を工夫しながら、こうやるからこういう制度をつくっていったらどうかということで、各会員のほうでご検討いただいて、日弁連でも進めていただければと思います。

正直、時間がどんどんなくなってきてしまいましたので、私のほうから進めさせていただきます。お願いします。

千賀先生のところの特徴は、それこそ虎ノ門サポート信託、全然もうからないよというふうにおっしゃっていらながらも、あれだけの熱意を持って取り組んでおられるのは、一つは、やはり任意後見とのタイアップで、またその任意後見人を先生の法律事務所が一丸となってつくった会社ですので、密接にコラボレーションしながらやっていくということで、またその受託するサイドの方からも、信頼はかち得るという特色を出していらっしてということだと思えます。これについてのメリットというのも、あらかじめ千賀先生からいただいたもので、スライドは作成しておりますので、これで見っていきますと、まずワンストップサービスということがある。依頼者の方は、あっちに行き、こっちにも行きじゃ、やはり大変でしょうから、とにかく虎ノ門のほうに行けば、そこでどちらの面でもサポートを受けられるということがあるんだろう。信頼も得やすい。あと、相互密接な事務所間、事務所と改正ですので、いろいろな事務

処理に関しても、連携が容易であって、またそれが、なかなか信託の収益化を図るにおいて、問題になるコストをカットすることにもつながっているというようなところが特色として挙げられるというお話だと思います。

千賀（虎ノ門サポート信託） ちょっとだけ説明します。スキーム図を出してください。

この講演会のためにわざわざつくらせたので、これは理想です。今のところ、残念ながら一つも、受任はありません。ただしこれも、このままじゃいけないということで、皆様に申し上げたわけです。虎ノ門サポート信託、トラストを見ていただくとおわかりで、今年は10人弁護士を入れまして、全国にこの信託制度も普及させようというので、今年は6つ支店をつくりまします。山田エスクロー信託というのは、これは、司法書士さんがやって、支店を十幾つ設置しているとのことです。

本日、全国から来ておられると思うんですけども、皆様と手を取り合って、信託制度とか成年後見制度、任意後見制度を普及させることこそ、これからの時代に要求されるということと、もう一つは、金融機関とタイアップすれば、仕事はふえるんです。ですから、信託銀行だけが今やっていますけれども、金融機関との提携をできるようなシステムづくり、スキームづくりをすれば、全国の皆様方の仕事は拡大します。

ただし、それをつくるための時間と労力と、最初は赤字ですけども、頑張る、そういう気持ちを持ち続けられるかどうかということに、私は、帰着するんじゃないかという気はしております。

以上です。

伊東（東京弁護士会） ありがとうございます。

それで、手前みそなんですけれども、制度を限った形で新しくつくれないかということで、私のかかわっております東京弁護士会の法律研究部の遺言信託部では、法律実務研究という東弁の紀要みたいなものがあるんですが、昨年の28号というのに、「福祉信託の新制度の検討」という記事を載せております。これは、新井誠先生のほうで、そういう研究をぜひやりなさいという強力なご示唆がありまして、やってみたんですが、それを研究した結果、やはり福祉信託というものの定義ですとか外延というのは難しいなと思うんですけども、恐らくは、制度化するんだったら、もう何かほかの法律で定義されているようなもののごくかたいところで、中核的なので、1個ずつ別の制度を立ち上げていくしかないんじゃないかならうかというふうに、私は、昨年、思いましたので、それだけご報告させていただきます。

あと、もう時間が限られていますので、ごく短くなってしまいますけれども、高橋取締役、

お願いしたいんですが、最近、弁護士でもそうですし、税理士さん、司法書士さんも同じなんですけれども、信託、とにかく受託者がいないということで、一般社団法人が、信託受託目的で一つつくりまして、それを受託者とするというようなやり方とか、現行の信託業法の監督が及ばない形の受託者というのが、親族受託者も、本来そういう部分があるんですけれども、一種のはやりみたいになってきているところがあるんですが、そういったやり方自体について、果たしてこれでいいのか、こういうことを注意すべきじゃないか、我々が何かすべきでないかということについてお話しただけでしたら。

高橋（ベルニナ信託会社） これは非常に難しい問題だと思います。信託の普及がなぜおこなわれているかということとの絡みだと思いますが、信託の利用が進むのと、信託に対する信頼性といえますか、これはやっぱりパラレルだと思うんですね。よく話が脱線して申しわけないんですけれども、信託というのは、別に中世のイギリスだけじゃなくて、ローマにもあったよとか、日本にもあったよというような話を聞きます。ですが、信託制度というものは中世のイギリスなんですね。それ以前は、結局、受託者の個人的な信頼に任せられていた。ですから、違反しても、別に罰則はないし、救済もされないというわけです。それに対して、中世のイギリスでは、衡平法裁判所で救済してくれたんですね。

ですから、制度というのは、つまり制度的担保がなければ普及しない。そういう意味で、信託法の根幹は受託者規制ですから、ですから今の企業法人とか一般社団法人のようなところがやるのは非常に結構ですけれども、どうやってその規律を守るかということが、やはり非常に重要ですね。この金融庁の監督が及ばないわけですから、じゃかわるものは、信託監督人ないしは受益者代理人そのほかの何らかの既存の制度を使って監督するしかない。受益者あるいは委託者は、一般の個人ですから、監督はできないわけなんで、したがってやっぱり弁護士の先生方に、ぜひとも頑張ってくださいたいというのが私の結論です。

ですから、下手な信託をつくって、不祥事件が起きると、一挙に信託に対する信頼性が失われてしまうわけですね。ですから、大きな財産や複雑な家族関係のものは、やはり商事の信託に任せて、安全を期す。小さい費用を賄うようなケース、あるいは家族が面倒を見たほうがいいというケースがありますね。こういう場合は民事で対応するんですけれども、このときには、ぜひ先生方に、しっかりと相談していただいて、かつ信託監督人にも就任していただいて、信託設定後も継続的に監督していただく必要があるんじゃないかというふうに思います。

伊東（東京弁護士会） ありがとうございます。受託者になぜなれないかという議論もあるんですけれども、そこは、制度改正、頑張っていくとしまして、現在いろいろなスキームづく

りでかかわっていたときに、信託監督人や受益者代理人として、適正なその信託が運営されるようにかかわってほしいという趣旨のお話だったと思います。

それで、もう終わりの時間が迫っておりまして、なかなか仕切りが悪くて申しわけございませんでした。

最後に、各パネラーの方に、お一人2分程度でまとめの発言をいただきたいんですけども、じゃ私のほうで順番を指名させていただきます。

まず、青木先生、いかがでしょうか。

青木（大阪弁護士会） 私の資料の最後に、「まとめとして」というところを書かせていただいているのですが、先ほどからお話しがなされていることを、いかに具体的に、専門職として、弁護士会、弁護士ができていくかということだと思えます。その意味でも、わかりやすく個人の皆さんに提供できる民事信託の適用場面ということを、わかりやすく提示していくことから始め、総合的な制度設計をして、どうニーズにお役に立てるかということのイメージづくりを、法律と権利擁護の専門職の立場で、相談に当たっていくことが求められていると思えます。

今日の資料の最後のところに、大阪弁護士会が、2年前につくりましたパンフレットをご紹介します。これは、今のような問題意識から、大阪弁護士会の司法委員会の中にある信託部会の林邦彦先生をはじめとした皆様のご努力されまして、高齢者障害者総合支援センターひまわりのメンバーと一緒に議論した上で、具体的なイメージをつくるためにつくったものです。こういうものをよりわかりやすく提示していくというのが、一つの役割ではないかというふうに感じています。

日弁連の高齢社会対策本部では、一昨年横浜では、「ホームローヤーの役割」ということをやらせていただきましたけれども、今日お話ししたような本人の立場にきちんと立ちつつも、さまざまな制度をさまざまな利益調整もしながら提供して、ご本人の権利・利益を守っていくということに、いかに弁護士が関わるのか、そのためにも、民事信託や成年後見制度等に精通した弁護士が、多数養成されて全国的に展開することと、弁護士会が、専門的な対応ができるような受け皿づくりにも関わっていくことが重要だというふうに感じております。

ありがとうございました。

伊東（東京弁護士会） どうもありがとうございました。

続きまして、菅野先生、税理士の先生と我々と何か協力して、もっともっとやっていくというようなことが考えられますでしょうかね。

菅野税理士 税理士の菅野です。

皆さんと、また税理士の世界というのは、先ほどお食事のときにも話はしていたんですが、弁護士の先生というのは狩猟型で、税理士というのは農耕型で、細く長くお客様ともつき合うということで、その観点から税務管理等は昔からやっている。ですので、信託に対するニーズというの、つかんでいる人はつかんでいて、ぼそぼそっと全国的にもう既にやり始めて、多分、弁護士の人がやっているよりも、何らかの形でやっている人は、かなり多いんじゃないのかなというふうには思います。

ただ、税理士は、税の専門家ですけれども、信託法は知らない。おっかなびっくりで、多分、契約書の中を見たら、びっくりするようなものもたくさんあるかもしれませんが、見る前に飛べというのが税理士の考えのところも、怖いもの知らずのところもありますが、それが、でも広がっていく、結局は最終的に世の中に広がっていくのは、そういう見る前に飛べる人がいっぱい出てきて、世の中が変わっていくところもあります。ただ、今はまだ地べたでうろろしているんですが、これをもう一段階大きく広げるには、税理士だけの手には追えず、他土業の先生方とのジョイントが必要だと思います。

皆さん、いろいろな他土業で、いろいろな利害も対立しますが、信託というのは、非常に未知の世界で、みんな手探りの状態ですので、ここは、いろいろな日常の利害というのには目をつぶっていただきまして、できたら他土業の方と一緒に何らの形で世の中を動かしていければ、それはそれですばらしいことだなと思っております。

以上です。

伊東（東京弁護士会） ありがとうございます。

それでは、千賀先生、また熱いお言葉かもしれませんが、2分ですので、よろしく願います。

千賀（虎ノ門サポート信託） 今、菅野先生が言われたように、弁護士と他土業との共同化は最近少しやっているかもしれませんが、さらにお互いに仲よくできないかと思うほど、自分の領域ばかり言い過ぎる。もっと全国民のためのどうしたらいいか、これを考えなきゃだめだと思います。今この信託制度を勉強して受任を増やそうと努力しているのは、司法書士さんや税理士さん。弁護士もある程度やっていますけれども、もっと進んで取り組む必要があると思います。そういう人が、全部力を合わせて一つのものをどうしたらいいか考える必要があります。国会で福祉信託参入についてその附帯決議がなされているのに、それを実現できないのは、残念なことに弁護士をはじめみんなが力を合わせていないからなんです。今後は意見書を出して、何かやったらいい。福祉型信託を希望する人たちの意見も聞いて、そして本当に必要な

んだということをおくみ上げて、弁護士だけでなく士業全部で力を合わせたら実現しますよ。そのために、日弁連、頑張ってくださいというのが本日の私のお願いでございます。

伊東（東京弁護士会） ありがとうございます。

それでは、高橋取締役、よろしくお願いいたします。

高橋（ベルニナ信託会社） 今日のこのパネルディスカッションでは、遠藤先生の事例、その他、事例がたくさん出てきて、皆様、この信託の使い方についてイメージが湧いたと思います。この法律の条文は読んでいても、なかなかイメージが湧かないわけで、現実はどういうニーズがあるのかということをお身近に感じないと、いい知恵も浮かばないというのが現実です。ですから、ぜひこれからもこういう事例を研究してまいりたいと思います。

そういう事例を取り上げると、この信託というのは、税務の問題もあれば、法律の問題もあれば、身上監護の問題もあれば、それから不動産業務もあれば、いろいろな分野に関係がある。つまり、千賀先生がおっしゃるように、総合的なものなんですね。ですから、皆さんと一緒にやっていかなければ実現はしないということかと思ひます。

それで、今日の事例では、福祉型の信託が中心ですが、福祉型の信託以外のいろいろな信託が、実はあるわけですね。お客様のほうでは、いろいろなことに悩みを抱えていらっしゃる。ですから、そういう方面も気を配っていただければと思ひます。

それで、私どものほうでは、冒頭に申し上げましたように、今、税理士の先生方などを中心といたしまして、いろいろ問い合わせがありますし、また勉強会も一緒にやっております。我々のほうも、積極的に皆様と一緒に行きたいと思っておりますので、事例研究会等、皆様のグループのほうでこの勉強会を行っていらっしゃる際には、お気軽に声をかけていただけましたら、喜んで私どもの扱っている事例をご紹介いたしますので、そしてそれにヒントを得て、また新しい事例を考えていただくとよろしいかと思ひます。

よろしくお願いいたします。

伊東（東京弁護士会） ありがとうございます。今お話に出ましたいろいろな信託の活用ということに関係しますと、菅野先生が編集代表を行っていらっしゃるということで、今日そこでも売っているんじゃないかと思ひますが。日本加除出版の「実例にみる信託の法務・税務と契約書式」という本がございます。これは、いわゆる家族信託とか、そういうのより、まちづくりですとか、いろいろな活用例に関して書いた珍しい本ですので、ご参考になるんじゃないかと思ひます。

それでは、最後の最後、遠藤先生のほうから、まとめをお願いいたします。

遠藤公証人

さまざまな話を聞かせていただき、大変参考になりました。私自身も、いろいろ悩みながら公正証書を作成しておりますけれども、一つ一つ勉強になるお話を聞かせていただきありがとうございました。そこで、最後に皆さんに、お願いというか、こうやってほしいという気持ちを込めまして、幾つか話をさせていただきたいと思います。

これまでに弁護士の方からいろいろ話を聞く中で、信託は、自分自身余り手がけたくないという感じの話を聞くんです。それを聞き、弁護士の方というのは、財産管理等の中で自分が中心にならないと、やりたくないという気持ちがあるからかなと思ってしまうんです。信託は、受託者が中心となる仕組みです。そのため、受託者になれないから、自分はもう関与しないんだ、そういうような声に聞こえるんです。それは違うのかなと思います。もし受託者になれなくても、いろいろなスキームの中で役割を果たす場所があるんです。

弁護士の方も関与することのできる受託者法人というのものもあるんです。法人が受託者になる事例は、最近、何件か契約でやっています。一般社団法人をつくってやる、あるいは合同会社でやる。ごく最近相談があったものでは、個人不動産の管理会社、これは株式会社ですけれども、それではどうかとかいう相談がありました。私は、全く個人と同じような会社であることと、1件しかやらないんでしたら、それは、大丈夫ではないかという説明はしております。そういうことで、弁護士の方が関与できる受託者法人も使えるというのを知識に入れてほしいと思います。

それから、先ほどから話がありますように、虎ノ門サポート信託を含めさまざまな信託会社があります。千賀先生の話からは、当面は利益抜きでやりそうな決意を聞かせていただきましたので、そういう信託会社もあるというのを頭に入れていただければと思います。いろいろな形で、弁護士の方が関与してスキームは、組むことができます。それが一つです。

いま一つは、今日、私が数字を挙げましたけれども、最近先生方からの公正証書の作成に結び付いた相談がまだないんですね。やはり信託の広がりには、すべからく弁護士の方のご努力に係っていると思っております。先生方に積極的に信託に取り組んでいただければ、もっとこれが必要な人に信託が活用できるんだと思います。それとともに、やはり弁護士の方がどうしても必要なのは、信託の正しい道を進まなければならないということからです。それは、法律をよく知っているローヤーでないとだめだと思うんです。だから、弁護士の方が正しい道を歩む、そういうリーダーになってほしいと考えております。

それから、身の回りには、信託が、どうしても必要な方が多いんです。私は、障害者、特に

重症の障害者を持った親御さんたちのグループ，親の会あるいは高次脳機能障害者の親の会に呼ばれまして，信託の話と個別的な相談を受けていますけれども，ほとんどの人が，信託を使ったほうがよいと，そういう思いがしております。現に，そうした具体的相談の中で，こういう内容で，地元の公証人のところに行き行って相談しなさいとか，あるいは弁護士の方のところに行き行って相談しなさいというアドバイスをしております。すぐ身近なところに信託を活用しなければならぬ人がたくさんいるというのを頭に入れてほしいと思います。

以上です。

伊東（東京弁護士会） ありがとうございます。

時間が既に過ぎてしましまして，どうも私の進行が拙くて申しわけございませんでした。最後に，各地の方にお名前を上げて，お礼を言おうと思ったんですが，時間がないので，いろいろと本当に皆さん，お世話になりました。本日，ご来場いただきました皆さんにも，本当にありがとうございました。

パネリストの先生方，本当に，本当にどうもありがとうございました。（拍手）

司会（中根） 以上をもちまして，第18回弁護士業務改革シンポジウム第6分科会，高齢社会における民事信託の積極的活用プログラムを全て終了いたしました。

改めて，パネリストの皆様，コーディネートの先生，本当にありがとうございました。また，皆様，ご清聴，どうもありがとうございました。最後に，盛大な拍手をもう一度お願いいたします。（拍手）

最後に，日本弁護士連合会高齢社会対策本部副本部長，本業務改革シンポジウム第6分科会長であります，東京弁護士会所属，富永忠祐会員より，閉会のご挨拶をさせていただきます。

富永（東京弁護士会） 第6分科会の会長の富永でございます。

本日は，午前中から長い間，お疲れさまでございました。この第6分科会は，日弁連の高齢社会対策本部が企画・運営したものでございます。対策本部では，高齢者の法律相談を拡充する各種の事業やホームローヤーの事業や，あるいはNPO法人遺言・相続リーガルネットワークの支援など，さまざまな事業を推進しておりますが，本日は，「高齢社会における民事信託の積極的活用 弁護士業務と民事信託の可能性」と題して，さまざまな角度から民事信託についてのご報告をいただき，またディスカッションいたしました。

当初，シンポジウムのテーマとして民事信託を取り上げるということに決まったときに，余り人が集まらないんじゃないか，こういう不安がございましたので，このポートピアホテルの中で，少し遠慮して，控え目に180名の定員のこの部屋を選んだわけでございます。

しかし、直前になりまして、申し込みが250人を超えた、こういう情報が入りまして、急遽、机を全て撤去しまして、椅子だけにさせていただき、先生方、皆様方に窮屈な思いをさせて、本当に申しわけなかったんですが、何とか300名ほど収容できるような手配いたしました。しかし、結果的には、多目に用意した入り口でお配りした資料は330あったんですが、それが全てなくなり、またお手元に行かなかった先生方がいるということを知り、本当に申しわけない気持ちでいっぱいでございます。

さて、改めて言うまでもなく、信託というのは、高齢者や障害者の財産管理において、非常に有効なツールになり得るというわけでございます。それゆえ、もし可能であれば、ぜひとも信託を利用したいという潜在的なニーズはとても多いと考えております。しかしながら、これまで我々弁護士は、そうしたニーズの存在を知らず、的確に対応してきませんでした。司法において重要な一翼を担う我々弁護士としては、今後は、信託を研究して、そうしたニーズに的確に答えていく必要があると考えております。

今回のシンポジウムがそのための一助になれば幸いです。

最後になりますが、午前中の基調報告をいただきました赤沼先生、午後のパネルディスカッションをご担当いただきました伊東先生とパネリストの皆様方、そのほか第6分科会の設営にご尽力いただきました全ての皆様方、そして本日、長時間にわたって、最後までご清聴いただきました会場の皆様方に厚く御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

以上です。（拍手）

司会（中根） 皆様、長時間にわたりご清聴いただきありがとうございました。会員の皆様方は、この後、午後4時50分より、この上のポートピアホールにて全体会がございますので、ぜひともそちらにご移動されて、ご出席いただければと思っております。どなた様も、お忘れ物のないように、お気をつけください。

ありがとうございました。